

## 第3章 風水害等応急対策計画



## 第3章 風水害等応急対策計画

### 第1節 応急活動体制の確立

#### 第1 災害対策本部の設置

##### 1 災害対策本部設置前

###### (1) 警戒体制の配備

災害処理に関係を有する各課（局）の長は、気象警報の発表等により各種の災害の発生が予測され、あるいは現実に小災害が発生した場合は、通常の職務系統によりこれらに対処するとともに災害警戒本部の設置に備え、警戒体制をとる。

###### (2) 災害警戒本部の設置

風水害等の発災時には、初期段階の防災機関の迅速な立ち上がりとその後の防災対策の成否を左右することとなるが、災害時の情報の混乱等から遅れがちになる場合があり、特に、休日や夜間の災害発生に際し問題となる。

そのため、町長は、災害、事故が発生し、または発生するおそれがあると認めるときは、災害対策本部設置前の段階として、また災害対策本部に円滑に移行できる組織として、災害警戒本部を設置し、初動体制に万全を期する。

###### ア 災害警戒本部の設置基準

- ① 大雨、洪水、暴風等の警報が発表されたとき。
- ② 本町に台風が接近し、本町への影響のおそれがあるとき。
- ③ その他気象警報・注意報が発表され災害の発生が予想されるとき。

###### イ 災害警戒本部の解散

気象警報等が解除され、災害の危険性が解消されたと認めたとき、災害警戒本部を解散する。

###### ウ 災害警戒本部の構成

災害警戒本部の構成は、災害の規模に応じて災害対策本部の組織、編成、事務分掌の例に準じて適宜計画する。

###### エ 災害対策本部への切り替え

災害が拡大して、災害救助法の適用などが想定される程度の被害が発生し、災害対策を総括的かつ統一的に処理する必要があると認めるときは、「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切り替える。

●資料4-4 気象警報・注意報の種類及び発表基準[p. 282]

## 2 災害対策本部の設置

町長は、災害対策基本法第23条の2第1項及び甘楽町災害対策本部条例等の規定により、次のいずれかに該当するときは、防災の推進を図るため災害対策本部の設置を決定する。

また、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において、県及び各防災関係機関等と連携をとって活動を推進する。

### 【災害対策本部設置基準】

- |  |
|--|
| ア 町内に風水害等による大規模な災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあるとき。 |
| イ その他町長が必要と認めるとき。                            |

●資料1-3 甘楽町災害対策本部条例 [p. 194]

●資料2-6 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局） [p. 206]

## 3 設置場所

災害対策本部は、甘楽町役場または甘楽町防災交流センターに設置し、当該施設の正面玄関に「甘楽町災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。

なお、災害の状況により、上記役場庁舎等に災害対策本部を設置できない場合は、代替施設に災害対策本部を設置する。

## 4 廃止の決定

災害対策本部長は、災害の危険がなくなり、災害発生後における応急対策が概ね完了したと認めたときは、災害対策本部の廃止を決定する。

## 5 設置及び廃止の通知

災害対策本部長は、災害対策本部を設置したとき、又は廃止したときは、直ちに消防本部、警察署、県、報道機関その他関係機関に対し、その旨を通知する。

## 6 現地災害対策本部

- (1) 災害対策本部長は、特定の区域において災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、当該区域内に現地災害対策本部を設置する。
- (2) 現地災害対策本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもってあてる。
- (3) 現地災害対策本部長の指名の順位は、副町長、その他の職員の順とする。

## 7 災害対策本部の組織及び事務分掌

### (1) 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策に関する重要事項を決定し、その推進を図る。

本部員は、必要によりそれぞれ所管事項について、会議に必要な資料を提出する。

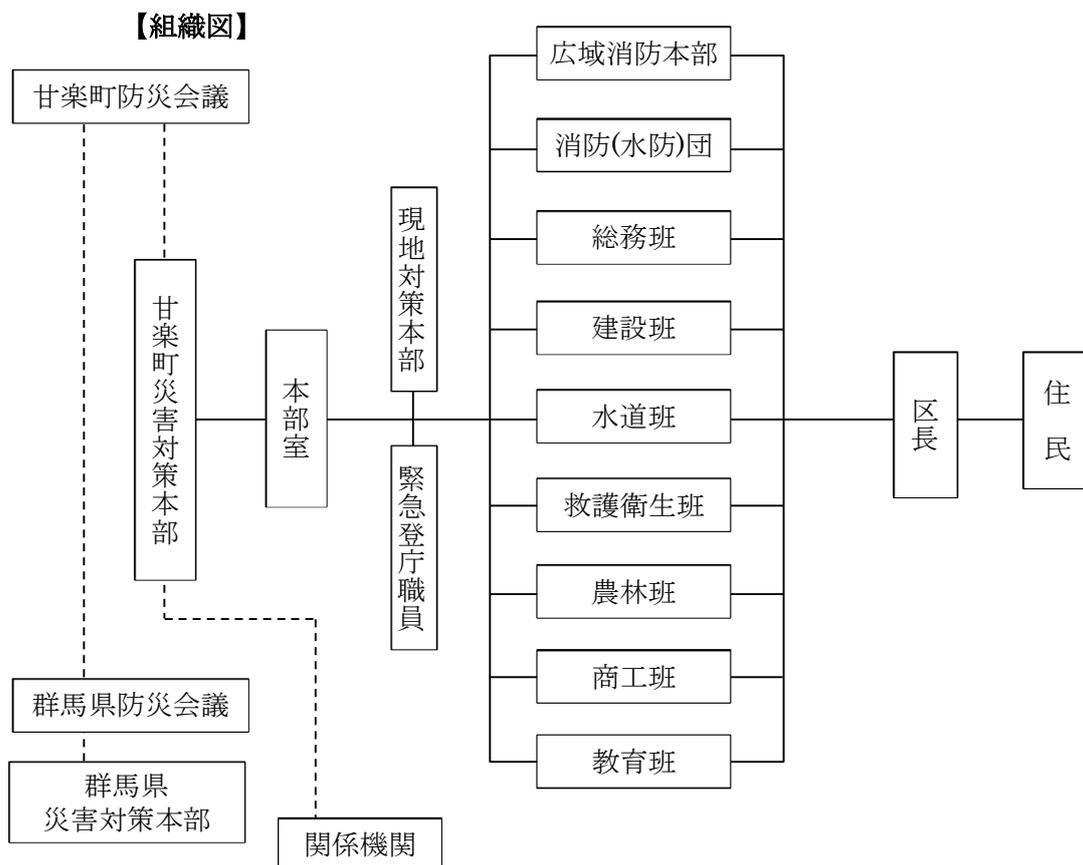
### (2) 職務の代理

本部長が事故等により職務を遂行できない場合は、副本部長がその職務を代理する。

### (3) 組織図及び対策本部の組織構成

災害対策本部の構成は、次のとおりとする。

なお、必要に応じて各班に班長を置くこととし、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもってこれに充てる。



【災害対策本部の組織構成】

本部 室	本部長	町長
	副本部長	副町長
	本部員	教育長・課(局)長 本部長の指名する者

(4) 各班の事務分掌

災害対策本部内の事務分掌は、概ね次のとおりとする。

班	課名	事務分掌
総務班	総務課 企画課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本部長の指示又は指令等に関する事。</li> <li>2. 各班の連絡調整に関する事。</li> <li>3. 配置人員の調整に関する事。</li> <li>4. 県・町防災会議との連絡・報告に関する事。</li> <li>5. 各班が把握した災害・被害情報及びその他関係情報の収集整理に関する事。</li> <li>6. 自衛隊・市町村・その他公共機関への要請に関する事。</li> <li>7. 予警報等の伝達及び避難情報の周知に関する事。</li> <li>8. 物資の輸送に関する事。</li> <li>9. 自動車等の管理配車に関する事。</li> <li>10. り災者の救出、避難所の開設収容等に関する事。</li> <li>11. 救助物資の配分及び供与に関する事。</li> <li>12. 交通安全対策に関する事。</li> <li>13. 消防団との連絡調整に関する事。</li> <li>14. 関係指定地方行政機関等との連絡・調整・災害の発表・広報に関する事。</li> <li>15. その他いずれの班にも属さない事項に関する事。</li> </ol>
建設班	建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路、橋梁、河川等の土木施設における応急的な災害予防及び修理、災害情報の収集に関する事。</li> <li>2. 町営住宅の保全に関する事。</li> <li>3. 災害等における都市公園等公共施設の災害情報の収集及び応急措置に関する事。</li> <li>4. 公社関係の災害情報及び応急措置に関する事。</li> <li>5. 応急仮設住宅に関する事。</li> </ol>
水道班	水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道関係施設の災害情報の収集に関する事。</li> <li>2. 水道施設の応急修理・保全に関する事。</li> <li>3. 災害時における飲料水の供給等に関する事。</li> <li>4. 公共下水道施設の保全に関する事。</li> <li>5. 農業集落排水施設の保全に関する事。</li> </ol>
商工班	産業課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商工関係の災害情報の収集に関する事。</li> </ol>

		<ol style="list-style-type: none"> <li>2. 商工関係業者に対する災害応急措置に関すること。</li> <li>3. 被害に対する金融対策に関すること。</li> <li>4. 観光施設の災害情報の収集に関すること。</li> </ol>
救護衛生班	住民課 健康課 福祉課 会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 救護班の編成に関すること。</li> <li>2. 被災者の医療助産に関すること。</li> <li>3. 救助施設・物資の保管・管理に関すること。</li> <li>4. 医療機関との連絡に関すること。</li> <li>5. 防疫業務に関すること。</li> <li>6. 救急薬品等の確保に関すること。</li> <li>7. 奉仕団、救援金等に関すること。</li> <li>8. 更生資金等の貸与に関すること。</li> <li>9. 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。</li> <li>10. 救援災害ボランティアの受入れ・調整に関すること。</li> <li>11. 保育所施設の被害調査、応急対策に関すること。</li> <li>12. 保育児童の安全確保に関すること。</li> <li>13. 墓地埋葬に関すること。</li> <li>14. ごみ・し尿に関すること。</li> </ol>
農林班	産業課 農業委員会 事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農林業関係の災害情報の収集及び被害農作物の応急措置に関すること。</li> <li>2. 農林業施設関係の災害情報の収集及び応急修理に関すること。</li> <li>3. 被害に対する金融対策に関すること。</li> <li>4. 家畜防疫に関すること。</li> <li>5. 家畜飼料の供給に関すること。</li> <li>6. 被害農家の応急対策に関すること。</li> </ol>
教育班	教育課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育関係災害の情報収集に関すること。</li> <li>2. 教育施設等の被害応急措置に関すること。</li> <li>3. 関係機関への連絡に関すること。</li> <li>4. 児童生徒の避難指示等に関すること。</li> <li>5. 災害時における児童・生徒の応急教育に関すること。</li> <li>6. 文化財の保護対策に関すること。</li> <li>7. 災害時における教育施設の被害住民緊急受入に関すること。</li> <li>8. 災害時における給食施設緊急利用に関すること。</li> </ol>
消防（水防）団		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被害防除に関すること。</li> <li>2. 被害者の救助活動に関すること。</li> <li>3. 災害時における防災活動に関すること。</li> <li>4. 水防活動に関すること。</li> </ol>

(5) 任務の分担

- ① 対策本部各班の班長は、本部長の命を受けて班内の事務又は業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- ② 班ごとの任務分担は、事務又は業務を遂行するための具体的な処理方法等を協議し、各職員の責任分担を定めておく。
- ③ 各班長は、次の警報の一つ以上が町の地域に発せられたときは、その状況により災害対策本部の設置に備え、所要の措置をとる。この場合の班員の配備等については、あらかじめ計画し所属班員に徹底しておく。

・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風雪警報 ・大雪警報・暴風警報  
 ・その他異常現象等による警報又はこれに類するもの

## 第2 職員の非常参集

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の動員体制は、次のとおりとする。

### 1 職員動員体制

#### (1) 動員基準

区 分	動員基準	配備体制
初期動員	気象警報（大雨・洪水・暴風等）の発令、又は台風が本県を通過するおそれがあり、警戒の必要があるとき。	各班の職員のうち、情報連絡活動等を円滑に行いうる必要最小限度の配備とし、状況に応じて速やかに1号動員に切り替える態勢とする。
第1号動員	気象警報（大雨・洪水・暴風等）が発令され、災害が発生するおそれがあるとき。	各班の必要最小限度の所要人員を持って災害に対する警戒態勢をとり、あわせて小規模災害が発生した場合に対処しうる態勢とする。
第2号動員	町内に局地的な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。	町内の全地域に中規模災害又は一部の地域において大規模災害が発生した場合に対処しうる相当規模な配備態勢とする。
第3号動員	町内の広域にわたる災害や甚大な局地的災害が発生し、更に拡大するおそれがあるとき。	各班の全員を持って大規模災害が発生した場合にただちに完全な活動を行うことができる態勢とする。

#### (2) 本部要員の動員

災害対策本部設置における要員の動員は、原則として次のとおりとする。

予備動員	総務課長、総務課庶務係長、総務課行政係長、防災担当
初期動員	予備動員の他、課（局）長、広報担当、総務課員
第1号動員	初期動員の他、課（局）補佐、水道担当、土木担当、都市計画担当、農林業担当、林道担当、福祉担当、環境担当、文化財担当、消防団長、消防団副団

	長
第2号動員	第1号動員の他、主査、係長
第3号動員	全職員

※消防団招集があった場合、消防団に所属している職員については、原則として消防団活動を優先する。

### (3) 緊急登庁職員の指定

災害発生時に職員が車両等による登庁が不能あるいは著しく困難な場合に備え、概ね徒歩30分以内で登庁できる職員の中から、勤務場所に関わることなく緊急登庁職員に指定する。

緊急登庁職員に指定された職員は、町内に風水害等による大規模な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるとき（災害対策本部設置基準）は、自主登庁し、災害対策本部（本部が設置されていない場合には総務課）に出頭し、災害対策本部長（本部長が登庁していない場合には、副本部長又は上級職員）の指揮を受け、所属する部署の業務に関係なく応急初動措置を行う。

### (4) 職員の動員

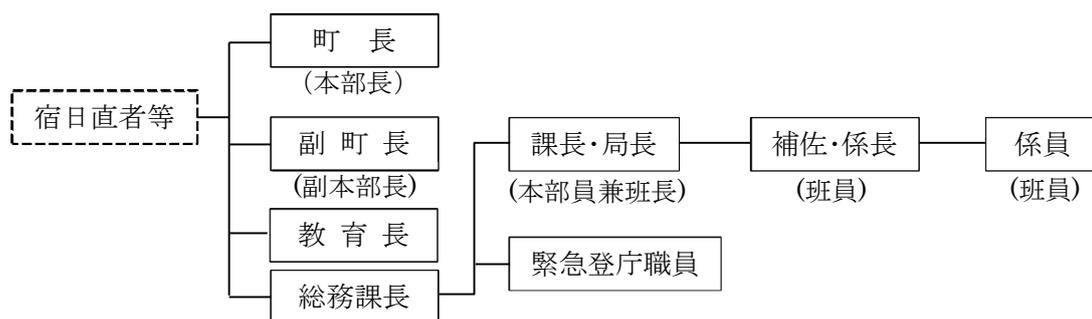
#### ア 勤務時間中における動員

職員の動員は、本部長の配置計画に基づき、総務課長を通じて課局長（班長）に伝達するとともに、庁内放送を通じて庁内各職員に伝達する。

出先機関については、所管の課長（班長）に伝達する。

#### イ 勤務時間外における動員

土日祝日や夜間等の通常勤務時間外においては、宿日直者等が次の順序で電話又はメール等により速やかに伝達し、本部長は要員の確保に努める。



## 2 動員の方法

### (1) 動員の伝達

本部員（班長）は、動員職員の動員順位及び連絡の方法について、計画しておく。

### (2) 登庁場所

勤務時間外において、動員の伝達を受け、あるいは自主登庁する職員は、甘楽町役場又は自己の勤務場所に登庁する。

(3) 登庁の方法

登庁にあたっては、被害の状況、道路状況等を適切に判断し、通常の通勤手段のほか、徒歩、自転車又はオートバイ等の活用に配慮すること。

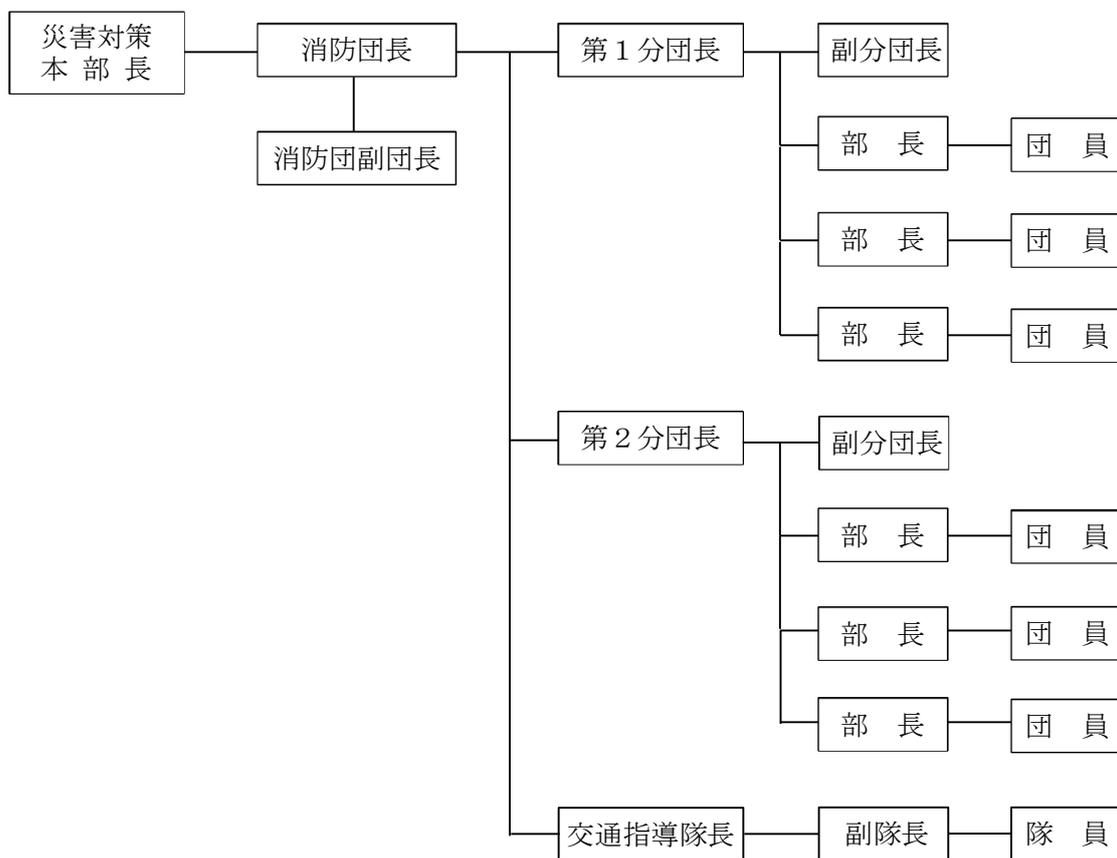
(4) 登庁時の留意事項

ア 登庁にあたっては、事故防止に十分注意するとともに、登庁途中における被害等の状況を把握し、登庁後直ちに災害対策本部・総務班に報告すること。

イ 携帯電話を所持する職員は、被害等の状況を簡単な説明とともに写真を総務課宛送信すること。

3 消防団に対する伝達及び出動

配備体制についての消防団への伝達は、次の伝達系統に従い行う。



●資料4-5 消防団責任分担区域 [p. 285]

(1) 消防団等の出動

災害時には、消防団は定められた伝達系統に従い、最も迅速な方法により出動する。

(2) 応急復旧従事の始期・終期

消防団の応急復旧従事の始期・終期は、本部長の指示に基づき従事する。

なお、消防団が出動した場合、公務災害補償の関係が生じるので記録は明確にしておく。

## 第3 広域応援の要請

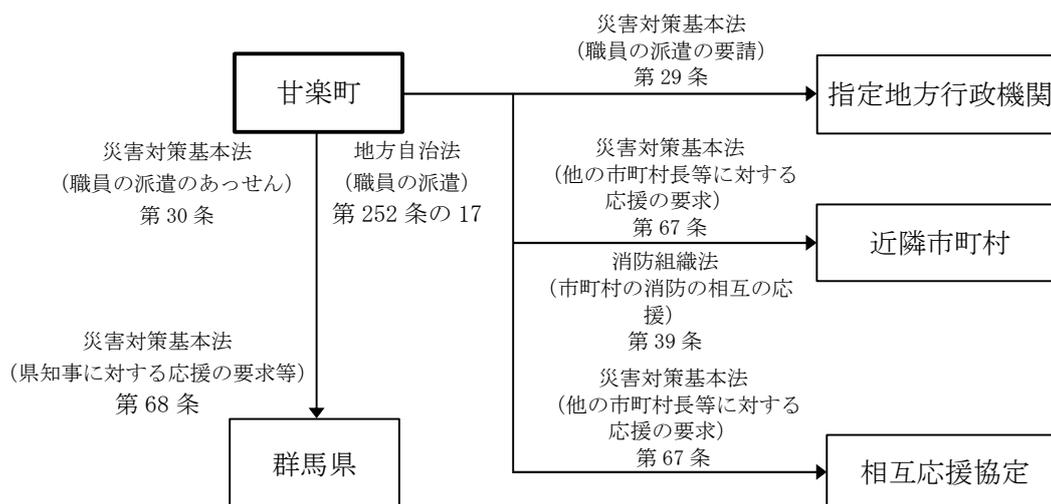
災害時において、町は、指定地方行政機関及び他の地方公共団体と緊密な連絡をとり、職員の派遣要請、救援物資等の相互融通、応援等に協力して災害応急対策の迅速かつ円滑化を図る。

### 1 相互応援協定等の締結

町は、災害時における応急対策の万全を期するため、災害対策基本法第67条に基づき、隣接市町村等と相互応援協定の締結に努める。

また、大規模な風水害等による同時被災を避けるため、遠方の市町村との協定締結も検討する。

さらに、消防機関からの応援を必要とするときは、あらかじめ締結した協定又は消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づき応援要請をする。



### 2 応援要請

#### (1) 知事に対する応援要請（災害対策基本法第68条）

町長は、知事に対し応急措置等の応援要請を行う場合は、知事（富岡行政県税事務所長）に対して、次に掲げる事項を、県防災無線又は電話により要請し、事後すみやかに文書をもって要請する。

なお、緊急を要する場合は、直接、知事（危機管理室）に要請し、事後すみやかに行政県税事務所を経由して、文書で要請する。

ア 災害救助法の適用を要請する場合

- ① 災害発生 の場所及び日時
- ② 災害発生 の原因及び被害 の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間

- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- ⑥ 連絡責任者名
- ⑦ その他必要となる事項

イ り災者の移送を要請する場合

- ① 移送を要請する理由
- ② 移送を必要とするり災者の数
- ③ 希望する移送先
- ④ 他の地区へ収容を要する予定期間
- ⑤ 連絡責任者
- ⑥ その他必要となる事項

ウ 県各部局への応援要請又は応急措置の実施の要請

- ① 災害の状況及び応援を要する理由
- ② 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- ③ 応援を必要とする活動内容
- ④ 応援の場所及び応援場所への経路
- ⑤ 応援を必要とする期間
- ⑥ 連絡責任者
- ⑦ その他必要となる事項

(2) 他の市町村に対する応援要請（災害対策基本法第 67 条、消防組織法第 39 条）

町長は、他の市町村長に応急措置等の応援要請を行う場合は、次に掲げる事項について、電話等をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請する。

- ア 災害の状況及び応援を要する理由
- イ 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- ウ 応援を必要とする活動内容
- エ 応援の場所及び応援場所への経路
- オ 応援を必要とする期間
- カ 連絡責任者
- キ その他必要となる事項

●資料 2-1 災害時の相互応援協定（富岡市） [p. 197]

●資料 2-2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定（東京都北区） [p. 199]

●資料 2-5 富岡甘楽広域市町村圏消防相互応援協定書（富岡市、下仁田町、南牧村） [p. 204]

(3) 民間団体等に対する応援要請（災害対策基本法第 62 条第 2 項）

町長は、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者又は応援締結団体等に応援要請を行う場合は、次に掲げる事項を電話又は口頭で要請し、事後すみやかに文書をもって要請する。

災害対策基本法第 62 条第 2 項等の規定に基づき、公共的団体及び防災上重要な施

設の管理者又は応援締結団体等に応援要請を行う場合は、次に掲げる事項を電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書をもって要請する。

ア 建設業者等へ応援を要請する場合

① 応急仮設住宅の場合

- a 被害戸数（全焼、全壊、流失）
- b 建設を必要とする住宅の戸数
- c 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- d 応援を必要とする建設業者数
- e 連絡責任者
- f その他参考となる事項

② 住宅の応急修理の場合

- a 被害戸数（半焼、半壊）
- b 修理を必要とする住宅の戸数
- c 調達を必要とする資機材の品名及び数量
- d 応援を必要とする建築業者数
- e 連絡責任者
- f その他参考となる事項

### 3 職員の派遣要請、あっせん要求

#### (1) 国の機関に対する職員の派遣要請（災害対策基本法第 29 条第 2 項）

町長は、指定地方行政機関の長に対して当該指定地方行政機関の職員の派遣要請を行う場合は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 15 条の規定に基づく次に掲げる事項について、文書をもって要請する。

なお、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 連絡責任者
- カ その他職員の派遣について必要な事項

#### (2) 県に対する職員の派遣のあっせん要請（災害対策基本法第 30 条）

町長は、知事に対し指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんに求めるときは、災害対策基本法施行令第 16 条の規定に基づく次に掲げる事項について、文書をもって要請する。

なお、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

- ア 派遣のあっせんに求める理由
- イ 派遣のあっせんに求める職員の職種別人員数

- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 連絡責任者
- カ その他職員のあることについて必要な事項

### (3) 他の市町村等に対する職員の派遣要請

町長は、他の市町村に対し職員の派遣要請を行う場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づく次に掲げる事項について、文書をもって要請する。

なお、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ 連絡責任者
- カ その他職員の派遣について必要な事項

## 4 受援体制の確立

- (1) 町は、受援計画を策定するよう努め、また、受援のための連絡窓口となる部署を定め、当該部署の名称、連絡責任者名、電話番号等を応援機関に通知する。
- (2) 受援内容に応じて必要となる輸送ルート、臨時ヘリポート、活動拠点、資機材、宿泊場所等を確保する。
- (3) 応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

## 5 連絡調整

県、他の市町村及びその他の機関に応援要請のための連絡、又は求めに対する調整は、総務班があたり、受け入れ後は、応援を受ける各班が対応する。

## 6 派遣職員の経費負担

県及び他市町村並びにその他の関係機関の応援要請に係る派遣職員の経費負担については、災害対策基本法第32条、同第92条及び同施行令の定めるところによる。

なお、災害時における相互応援協定及び覚書等を締結している市町村においては、協定等の定めるところによる。

## 7 撤収要請

町長は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

●資料2 協定一覧表 [p. 195]

## 第4 自衛隊への災害派遣要請

災害応急対策実施のため、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要する場合の手続きを定める。

### 1 要請する災害

災害時における人命又は財産保護のため、必要な応急対策の実施が町等において不可能又は困難であるため、自衛隊による活動が必要である、若しくは効果的である場合とする。

### 2 自衛隊の災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
- (2) 避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
- (3) 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
- (4) 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
- (5) 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防本部に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、県、町及び消防本部の提供するものを使用する。
- (6) 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
- (7) 被災者に対する応急治療、救護及び防疫並びに病虫害防除等の支援被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常、県、町及び消防本部の提供するものを使用する。
- (8) 救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。  
この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
- (9) 被災者に対し、給食及び給水を実施する。
- (10) 被災者に対し、入浴支援を実施する。
- (11) 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
- (12) 能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

- (13) その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

### 3 自衛隊に対する災害派遣要請

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣が必要であると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、自衛隊に対し災害派遣要請を行うよう知事（危機管理課）に要求する。
- (2) (1)の要求は、文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。
- (3) 市町村長は、(1)の要求をしたときに、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知することができる。
- (4) 町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求が行えない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定に基づき、その旨及び当該町の地域に係る災害の状況を第12旅団長に通知する。
- (5) 町長は、(4)の通知をしたときは、災害対策基本法第68条の2第3項の規定に基づき、速やかにその旨を知事に通知する。

#### 【第12旅団長への通知、連絡先】

送付先	所在地	電話番号
第12旅団司令部 第三部防衛班	〒370-3594 北群馬郡榛東村新井1017-2	0279-54-2011 内線 2286・2287、2208（夜間） 防災行政無線 71-3242

●資料6-6 自衛隊災害派遣要求様式 [p. 314]

### 4 派遣部隊の受入れ

- (1) 町における派遣部隊の宿泊施設は、町有施設等を充てる。
- (2) 町における派遣部隊結集地の候補地（ヘリポート）は、以下のとおりとし、状況により他の場所を選定する。

施設名	所在地	発着位置
甘楽総合公園	甘楽町大字小幡地内	グラウンド
琴平山運動公園	甘楽町大字秋畑地内	運動場
甘楽ふれあいの丘	甘楽町大字白倉地内	陸上競技場

●資料4-7 ヘリポート予定地 [p. 289]

### 5 自衛隊の自主派遣

- (1) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待たないと認めるときは、自衛隊法第83条第2項ただし書きの規定に基づ

き、当該要請を待たないで部隊等を派遣（以下「自主派遣」という。）する。

(2) 自主派遣の基準は、次のとおりとする。

- ア 災害に際し、関係機関に対し当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、町長等から災害に関する通報を受け、又は、部隊等が入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ウ 航空機の異常を察知する等、災害に際し、自衛隊が捜索又は救助の措置を迅速にとる必要があると認められる場合
- エ その他、災害に際し、前記に順じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待たないと認められる場合

(3) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行ったときは、速やかに知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施する。

(4) 第12旅団長又は第12後方支援隊長は、自主派遣を行った後に知事から派遣要請があった場合には、その時点から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

## 6 派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき以下の権限を行使することができる。

(1) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条第3項）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(2) 応急公用負担等（災害対策基本法第64条第8項、第9項、第10項）

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

イ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をすることができる。

- ウ ア、イの措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。
- エ イにより、工作物等を除去したときは、これを保管するか、又は、当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等に差し出さなければならない。
- オ その他手続きについては、災害対策基本法第64条による。

### (3) 応急公用負担等（災害対策基本法第65条）

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町長、町長の職権を行う町の職員及び警察官がその場にいない場合に限り、住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

この措置をとった場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

## 7 災害派遣活動の総合調整

要救助者の救出にあたっては、警察、消防、自衛隊の役割分担及び協力関係の構築が不可欠であるため、災害対策本部に自衛隊連絡室を設置するほか、必要に応じて県の現地災害対策本部又は町災害対策本部に県、警察署、町、消防機関及び自衛隊の責任者で構成する調整会議を設置して各機関の活動の円滑化を確保する。

## 8 派遣要請後の変更手続

町長は、派遣要請の依頼後において、自衛隊の部隊等の活動内容、派遣期間の変更を要求する場合は、派遣要請の要求の例により手続を行う。

## 9 派遣部隊等の撤収要請

町長は、派遣活動又は派遣期間が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなったと認めるときは、直ちに知事（危機管理課）に対し、文書で撤収の要請を要求する。

ただし、緊急を要する場合は、口頭で行い、後日文書を送達する。

## 10 費用負担区分

- (1) 派遣部隊等の活動に要した費用のうち次の費用については、原則として派遣を受けた町が負担する。
  - ア 宿泊施設の借上料
  - イ 宿泊施設の汚物処理費用
  - ウ 災害派遣活動に係る電気、ガス、水道及び電話料金
  - エ 災害派遣活動に係る資機材の調達費用
- (2) 前項に掲げた費用以外の費用の負担区分については、派遣を受けた町と自衛隊が協議して定める。
- (3) 派遣部隊の活動が2以上の市町村にわたって行われた場合の費用の負担割合については、関係市町村が協議して定める。

## 第2節 情報収集・連絡及び通信の確保

### 第1 気象予報の収集・伝達

気象業務法関係法令に基づき発表される注意報・警報の関係機関及び住民への迅速かつ正確な通報伝達体制等は、本計画の定めるところによる。県及び前橋地方気象台は、住民の自発的な避難判断等を促すため、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を警戒レベルとの関係が明確になるよう5段階の警戒レベル相当情報として発表する。住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うため、これらの情報の収集と関係機関及び住民への迅速な伝達が重要である。

#### 1 体制の整備

町は、注意報・警報等の受信伝達が迅速かつ的確に行われるよう、体制を常時整備しておく。

#### 2 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、群馬県内の市町村ごとに発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

##### (1) 特別警報・警報・注意報の種類及び概要

前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類は、次表のとおり。

##### 【特別警報・警報・注意報の概要】

現象の種類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

##### 【特別警報の発表基準】

現象の種類	基 準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

**【特別警報・警報・注意報の種類と概要】**

警報等の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」

	による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

●資料4-4 気象警報・注意報の種類及び発表基準 [p. 282]

(2) 特別警報・警報・注意報の発表区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は、市町村となっている。大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
北部	利根・沼田地域	沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町
	吾妻地域	中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町
南部	前橋・桐生地域	前橋市、桐生市、渋川市、みどり市、榛東村、吉岡町
	伊勢崎・太田地域	伊勢崎市、太田市、館林市、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
	高崎・藤岡地域	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

前橋地方気象台が気象警報等の補足として発表する危険度分布等の種類と概要は、次表のとおり。

【警報の危険度分布等の種類と概要】

種類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。</p> <p>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情報</p> <p>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当</li> <li>・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当</li> <li>・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</li> <li>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

（4）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県南部または北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（群馬県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

### 3 気象業務法に基づく府県気象情報等

#### (1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、群馬県気象情報

警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかけたり、警報や注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説したりするために発表する。

#### (2) 記録的短時間大雨情報

当該市町村が警戒レベル4相当の状況となっているときに、数年に一度程度しか発生しないような記録的な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、より一層の警戒を呼びかけるよう、気象情報の一種として発表する（1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測又は解析した場合）。

#### (3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、群馬県内に雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、群馬県を対象に発表する。発表区域は「群馬県南部」「群馬県北部」とする。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、気象庁が群馬県を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

### 4 消防法に基づく火災気象通報

(1) 前橋地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定に基づき当該状況を県（危機管理課）に通報する。

(2) 火災気象通報は、次のいずれかの条件に該当したときに行う。

ア 実効湿度が50%以下で最小湿度が25%以下になる見込みのとき。（乾燥注意報の発表基準と同じ。）

イ 平均風速が13m/s以上になる見込みのとき。（強風注意報の発表基準と同じ。ただし降雨、降雪中又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないことがある。）

(3) 火災気象通報は、注意報・警報の発表区分に従い、市町村単位での通報とする。

### 5 消防法に基づく火災警報

町は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項の規定に基づき、必要に応じ火災警報を発する。

### 6 水防法に基づく洪水予報・水防警報

群馬県水防計画の定めるところによる。

## 7 気象業務法、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報

群馬県（砂防課）と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まったとき、町長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

土砂災害警戒情報が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

## 8 住民等への周知方法

町は、県等関係機関から警報等の伝達を受けたとき、又は異常現象を承知したときは、次の方法により住民及び関係機関に周知するとともに、その対策をすみやかに実施する。

- (1) 県及び関係機関と緊密に連絡を取るとともに、テレビ・ラジオ放送には特に注意し、的確な気象情報の把握に努め、その対策に万全を期する。なお、大雨、暴風、大雪、暴風雪等の特別警報の伝達を受けたときは、直ちに住民等に周知する。
- (2) 県から火災気象通報の伝達を受けたときは、その地域の条件を考慮して、火災警報を発する。なお、火災警報を発したときは、消防計画の定めるところにより、必要な措置をとる。
- (3) 警報等を住民及び関係機関に周知するときは、予想される災害の事態及びこれに対する措置についても徹底する。
- (4) 警報等の周知は、おおむね次の方法により行う。
  - ア 防災行政無線
  - イ 広報車
  - ウ サイレン、警報
  - エ 一般の加入電話、携帯電話（緊急速報メール、甘楽町安全安心メール）
  - オ 伝達組織（区長等）
  - カ 甘楽町公式 SNS

## 9 勤務時間外等における通報伝達

町は、勤務時間外等に通報伝達される警報及び火災気象警報等の通達が、迅速、かつ的確に行われるよう常時体制を整備する。

なお、伝達系統は第3章第1節第2「職員の動員」に定めるところによる。

## 10 異常現象発見の措置

町地域内において豪雨、激しい突風、河川の著しい増水、頻繁地震等の異常な気象現象を発見した場合は、次の方法によりすみやかに関係機関に通報する。

**(1) 発見者の通報**

異常現象を発見した者は、すみやかに自己又は他人により、町長もしくは警察官に通報する。

**(2) 警察官の通報**

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、すみやかに富岡警察署長に報告し、富岡警察署長が町長に通報する。

**(3) 町長の通報**

上記(1)及び(2)によって異常現象を承知した町長は、次の機関にすみやかに通報又は連絡する。

ア 前橋地方気象台

イ その他異常現象に関係のある隣接市町村

ウ 行政県税事務所、土木事務所等その地域を管轄する異常現象に関係のある県の出先機関

**(4) 通報を要する異常現象**

ア 強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、河川の著しい増水等の著しく異常な現象

イ 急傾斜地等で湧出、地割れ等の地形変化

ウ 涌泉の新生あるいは枯渇、量、臭、色、温度の異常等顕著な変化

エ 頻発地震（数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震）

**(5) 通報手段**

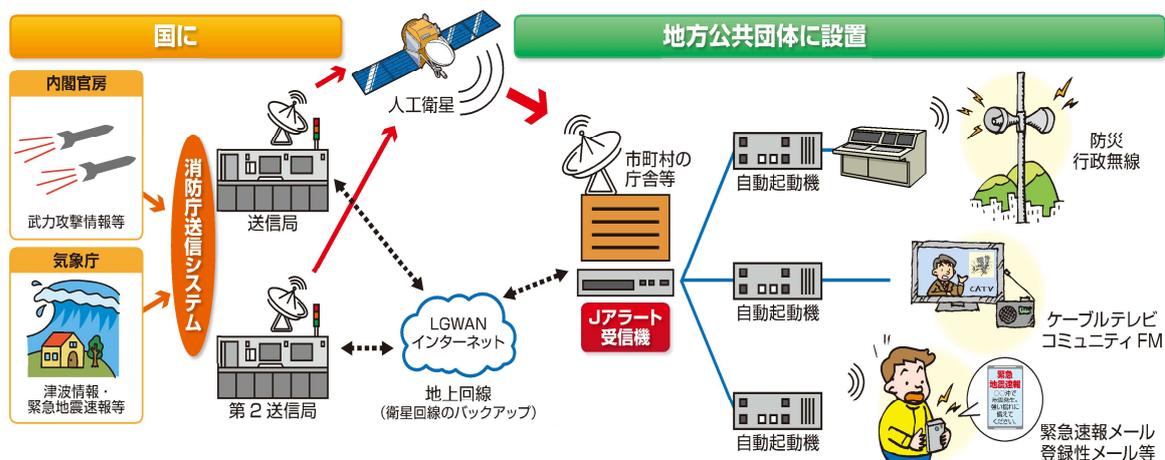
通報は、電話・FAX・電子メール等の手段により行う。

## 11 気象注意報・警報等の伝達協力

気象注意報・警報等の通報伝達にあたっては、各防災関係機関は当該気象注意報・警報等が速やかに関係者に到達するよう相互に協力する。

## 12 全国瞬時警報システム(J-A L E R T)における伝達系統

緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合、J-A L E R T (Jアラート)によって、防災行政無線から住民に対して瞬時に情報伝達される。



資料：「J-ALERT リーフレット」(総務省消防庁)

## 第2 災害情報の収集・報告

被害の状況及び応急対策の活動状況等に関する情報の調査、収集あるいは、報告の取扱い、本計画に定めるところにより実施する。

### 1 災害情報取扱責任者

町は、災害情報の報告等が迅速かつ的確に処理できるよう災害情報取扱責任者を定めておく。

### 2 被害等の調査

(1) 被害等の調査は、次に掲げる班が被害状況を収集・把握し、随時総務班に報告する。

調査事項	調査班	協力団体等
総合調整	総務班	区長、消防団
人的被害	総務班	区長、消防団
家屋被害	総務班	区長、消防団
医療関係被害	救護衛生班	医師会、環境保健協会
社会福祉施設関係被害	救護衛生班	各施設の長、民生委員
防疫衛生環境被害	救護衛生班	環境保健協会
公共土木施設関係被害	建設班	区長、消防団
農業土木施設関係被害	建設班	区長
農業・林業・畜産関係被害	農林班	農業共済組合、農業協同組合、森林組合
商工業関係被害	商工班	商工会
上水道関係被害	水道班	
下水道関係被害	水道班	

学校教育関係施設被害	教育班	各施設の長
社会教育関係施設被害	教育班	各施設の長
文化財関係被害	教育班	所有者・管理者
町有財産被害	総務班	
火災・水害関係被害	消防署・ 消防（水防）団	区長

(2) 被害状況の調査にあたっては、関係機関相互に連絡を密にし、脱ろう、重複調査のないよう十分留意し、異なった被害状況は調整すること。

総務班は、各調査班、消防団、区長等からの被害状況を確実に受領・整理し、本部長に報告する。

(3) 安否不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町内で安否不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

### 3 災害情報の報告

町における災害情報の報告は、次による。

#### (1) 災害対策基本法及び消防組織法に基づく報告

ア 「災害報告要領」（昭和45年4月10日付け消防防第246号消防庁長官通知）及び「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）の規定に基づき、被害規模の概括的情報を含め、人的被害、住家被害、応急対策活動状況等の情報を把握できた範囲から直ちに行政県税事務所を經由して県危機管理課に報告する。

イ この際、行政県税事務所に連絡がつかない場合又は緊急を要する場合は危機管理課に直接報告するものとし、いずれにも連絡がつかない場合は消防庁に直接報告する。

ウ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

エ 応援の必要性については、時期を逸することなく連絡する。

オ 具体的な報告方法は次による。

##### ① 災害概況即報

災害の発生を覚知後30分以内に「火災・災害等即報要領」第4号様式（その1）（災害概況即報）により報告する。

② 被害状況即報

災害概況即報の後、「火災・災害等即報要領」第4号様式（その2）（被害状況即報）により報告する。

報告の頻度は次による。

- a 第1報は、被害状況を確認し次第報告
- b 第2報以降は、人的被害に変動がある場合は1時間ごとに報告。人的被害が変動せず、その他の被害に変動がある場合は、3時間ごとに報告。
- c 災害発生から24時間経過後は、被害に変動がある場合に、6時間ごとに報告

③ 災害確定報告

応急対策が終了した後、10日以内に「災害報告取扱要領」（災害確定報告）により報告する。

④ 記入要領

- a 死者、行方不明、重傷、軽傷-----人数
- b 住家被害のうち全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水  
-----棟数、世帯数、人数
- c 非住家被害のうち公共建物、その他-----名称
- d その他のうち田の流失・埋没、冠水、畑の流失・埋没、冠水-----面積
- e その他のうち文教施設、病院、清掃施設-----名称
- f その他のうち道路、橋梁、河川、港湾、砂防、崖くずれ、鉄道不通  
-----名称、場所
- g その他のうち水道、電話、電気、ガス-----戸数・回線数
- h その他のうちブロック塀等-----箇所数
- i 火災のうち建物-----棟数
- j 火災のうち危険物その他-----名称

(2) 災害対策基本法及び消防組織法に基づかない連絡

町は、各行政分野の災害情報を、それぞれの関係法令等に基づき、県の関係課又は関係地域機関その他関係機関に連絡する。

(3) 被災現場の画像情報の共有

町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

4 被害認定基準

被害認定基準(災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告)は、次による。

(1) 人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。

イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。

ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの。

エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの。

## (2) 住家被害

ア 「住家」とは、現実の居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

イ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

ウ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のも、具体的には、損壊部分が—その住宅の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

エ 「一部破損」とは、全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな被害は除く。

オ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの。

カ 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

## (3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に居住していたときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。

エ 非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。

## (4) その他

- ア 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
- イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
- ウ 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱う。
- エ 「学校」とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。
- オ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの。
- カ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋。
- キ 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸。
- ク 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸。
- ケ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設。
- コ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害。
- サ 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- シ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数。
- ス 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。
- セ 「水道」とは、上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数。
- ソ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数。
- タ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数。
- チ 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。
- ツ 「り災者」とは、り災世帯の構成員。

#### (5) 被害金額

ア「公立文教施設」とは、公立の文教施設。

イ「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等。

ウ「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等。

エ「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設。

オ「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害。

カ「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害。

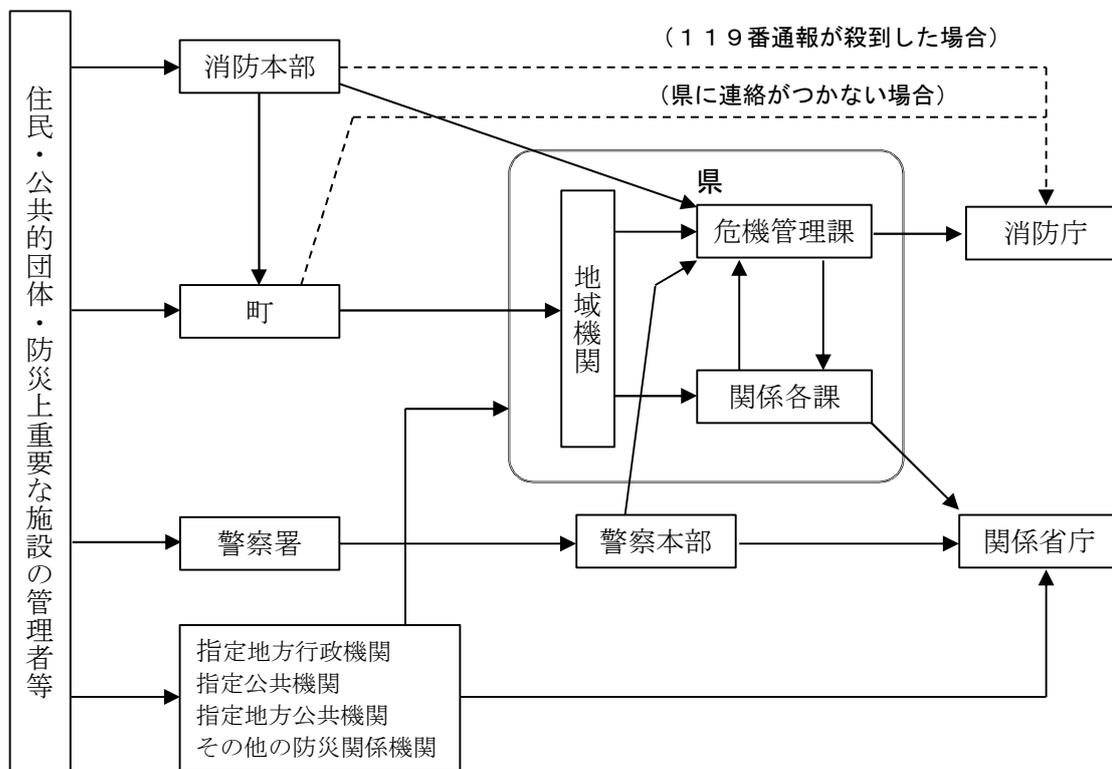
キ「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害。

ク「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害。

ケ「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等。

## 5 被害状況等の報告系統

【情報連絡系統図】



●資料6-1 風水害・地震災害等報告様式 [p. 305]

## 第3 通信手段の確保

災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡、気象予報・警報の伝達を迅速に行うが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

### 1 通信手段の機能確認及び通信施設の復旧

町は、災害発生後直ちに防災行政無線等の情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うものとし、そのための要員を直ちに配置する。また、孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

●資料5-1 防災行政無線一覧表 [p. 302]

### 2 電気通信事業者による重要通信の確保

電気通信事業者は、被害により電話が不通になるなど、通信障害が発生したときは、あらかじめ定める計画に従い、迅速に復旧を行うものとし、併せて、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、町に対して情報提供する。

●2-24 災害時における相互協力に関する基本協定 [p. 237]

### 3 災害時優先電話の利用

防災関係機関は、災害時の救援、復旧時に必要な重要通信を確保するためにNTT東日本(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者であらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行う。

●資料5-2 災害時優先電話 [p. 304]

### 4 アマチュア無線の活用

アマチュア無線クラブ等に対し、あらかじめ災害時におけるアマチュア無線の活用について理解と協力を求め、組織化することにより協力体制を確立し、災害発生時には緊密な連帯のもとに活用し、通信手段の確保・運用を行う。

●資料2-11 災害時非常無線通信の協力に関する協定書 [p. 214]

### 5 すべての通信が途絶した場合の措置

災害によりすべての通信が途絶した場合は、次により措置する。

- (1) すべての通話が途絶した場合の通話は、使者を派遣して行う。
- (2) 消防無線移動局を災害現地に派遣し、通信の確保を図る。
- (3) NTTの衛星通信移動車を確保依頼し、通信の確保を図る。

## 第3節 被災者等への的確な情報伝達活動

### 第1 災害広報・広聴体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、災害広報・広聴体制の整備充実を図る。

#### 1 広報活動

次の方法により住民等に災害広報を行う。

(1) 広報内容は、概ね次のとおりとする。

##### 【広報内容】

##### ア 警戒段階

- ① 気象・水象状況
- ② 河川情報
- ③ 各種警報
- ④ 避難情報
- ⑤ 災害対策の状況（対策本部、水防活動、通行規制の状況・予定等）
- ⑥ 被害状況（浸水、土砂災害等）
- ⑦ 道路交通状況（渋滞、通行規制等）
- ⑧ 公共交通機関の運行状況
- ⑨ ライフラインの状況
- ⑩ 医療機関の活動状況

##### イ 災害発生直後（災害発生時から3日目まで）

- ① ライフラインの被害状況と復旧見込
- ② 仮設住宅の設置、入居の情報
- ③ 生活必需品の供給状況
- ④ 道路・交通情報
- ⑤ 医療情報
- ⑥ 教育関連情報
- ⑦ 災害ごみの処理方法
- ⑧ 相談窓口の開設状況
- ⑨ 安否情報

##### ウ 生活再開時（災害発生4日目から10日目まで）

- ① ライフライン被害状況と復旧見込
- ② 仮設住宅の設置、入居の情報
- ③ 生活必需品の供給状況
- ④ 道路・交通情報
- ⑤ 医療情報
- ⑥ 教育関連情報
- ⑦ 災害ごみの処理方法
- ⑧ 相談窓口の開設状況
- ⑨ 被災地からの情報発信（災害規模等）

##### エ 復興期（災害発生から10日以降）

- ① り災証明・義援金の受付手続情報
- ② 各種減免措置等の状況
- ③ 各種貸付け・融資制度情報
- ④ 復興関連情報
- ⑤ 被災地からの情報発信（復興状況等）

(2) 広報媒体

広報媒体は、概ね次のとおりとする。

【広報媒体】

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| ① 防災行政無線による放送  | ⑤ 町ホームページ等公式 SNS による配信 |
| ② 緊急速報メールによる配信 | ⑥ 災害広報紙等の発行            |
| ③ 甘楽町安全安心メール   | ⑦ 避難所、公共施設等の掲示板        |
| ④ 広報車による巡回放送   |                        |

## 2 避難場所での広報活動

町は、避難所担当職員と連携して行う。

広報にあたっては、自主防災組織、ボランティア等との連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

なお、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法等に十分配慮する。

【避難所での広報】

- |                 |
|-----------------|
| ① 災害広報紙等の配布     |
| ② 避難所広報板の設置     |
| ③ 自主防災組織による口頭伝達 |

## 3 要配慮者への広報

高齢者、障がい者、外国人等要配慮者が広報内容を理解できるよう、災害ボランティアセンター等の住民組織による伝達などを要請し、手話通訳や外国語通訳ボランティアによる相談や広報などを実施する。

## 4 報道機関への発表

(1) 記者発表

町は、掲示板への情報提供や定期的な記者発表を行い、情報及び必要な資料を提供する。

(2) 取材活動への要請

町は、取材殺到により町の災害対策活動に支障がある場合は、幹事社等による代表取材のみとし、関係者以外の災害対策本部内への立入及び取材を原則禁止するよう要請する。

また、避難者への取材は、個人情報に配慮するよう要請する。

## 5 情報の入手が困難なものへの配慮

町は、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

## 6 広聴活動

町は、必要に応じ、発災直後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。

また、情報のニーズを見極め、収集・整理を行う。

## 7 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

## 第4節 災害の拡大防止及び二次災害の防止活動

### 第1 災害の拡大防止と二次災害の防止対策

#### 1 警戒・防ぎよ活動

##### (1) パトロール

町は、河川管理者、消防団、警察署からの情報により、町内の浸水や土砂災害等の状況を把握する。災害発生の危険がある場合は、付近住民への呼びかけ、通行の制限等を行う。

また、浸水、土砂災害等を発見した場合は、被災者の有無を確認し消防等へ通報する。

##### (2) 水防活動

町及び消防団は、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険な箇所を発見したときは、直ちに応急措置を行う。河川管理者、農業用排水施設管理者は、洪水の発生が予想される場合、適切な措置を行う。

#### 2 浸水被害の拡大防止

町は、浸水被害が発生したときは、被害の拡大を防止するため、排水対策を実施する。

河川管理者及び農業用排水施設管理者は、被害の拡大を防止するため、被害を受けた堤防等の応急復旧を行う。

#### 3 土砂災害の拡大防止

県及び町は、専門技術者等を活用して土砂災害や山地災害等の危険性がある箇所の点検を行い、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、警戒や避難について適切に対処する。

また、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去等の応急対策を行う。

#### 4 風倒木による二次災害の防止

道路管理者は、風倒木による二次災害の発生を防止するため、必要に応じ道路における風倒木の除去など応急対策を講ずる。

#### 5 雪害の拡大防止

道路管理者は、積雪による交通事故の発生を防止するため、道路の除雪を実施する。

町は、積雪による交通の混乱を軽減するため、行政区に対し、必要に応じた支援に努める。

特に、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯、母子家庭等の除雪の担い手が不足する場合においては、民生委員、区長、消防団等との連携により支援できるよう調整する。

## 6 被災宅地の二次災害対策

### (1) 危険度判定実施本部の設置

町は、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県等を通じて被災宅地危険度判定士の派遣を要請して判定を実施する。

### (2) 危険度判定の実施

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るため被災宅地の危険度判定を行い、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を行う。

## 7 空家の二次災害対策

町は、災害時に適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。ただし、文化財的な価値のある歴史的建造物については慎重な対応が必要なため、文化財担当部局と情報を共有する。

## 第5節 救助・救急及び医療活動

### 第1 救助・救急活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、住民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

大規模災害時における救助・救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

#### 1 町による救助・救急活動

町は、消防本部、警察署及び管内駐在所、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を第3章第1節第3「広域応援の要請」及び第4「自衛隊への災害派遣要請」により行い、住民の安全確保を図る。

#### 2 住民、自主防災組織及び事業所（企業）による救助・救急活動

(1) 大規模災害の発生直後は、道路の破損等により、道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。

このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物等から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなど救助・救急活動を行うよう努める。

(2) 救助・救急活動に必要な資機材は、自ら所有する資機材を使用するほか、県行政県税事務所等の資機材の貸し出しを受ける。

(3) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力する。

#### 3 消防機関による救助・救急活動

消防本部及び消防団は、次の要領で救助・救急活動を実施する。

##### (1) 救助・救急活動の原則

ア 災害発生後、直ちに救助・救急体制を整えて必要な活動を行う。

イ 生存者の救出を最優先に人員を投入する。

ウ 要救助者が多数いる場合は、救命を必要とする者を優先する。

エ 重機類等資機材を有効に活用する。

オ 要救助案件が多発し多数の救助隊が活動する場合は、各隊相互間の連携を密にし、情報を共有するとともに役割分担及び携行資機材を調整するなどして効率的な救助活動を行う。

## (2) 活動要領

### ア 救助対象の状況把握

消防本部及び消防団は、次の事項について被災地域の情報を収集し、実態の把握に努める。

- ① 医療機関の被害状況及び道路、橋梁等の被害状況に伴う危険度
- ② 建築物の倒壊状況
- ③ 多数の負傷者及び要救助者が発生した地域
- ④ 車両部隊の出動可否と通行可能道路
- ⑤ その他救助、救急活動上必要な事項

### イ 救助活動

救助隊を編成し、被害状況等を考慮し、緊急度に応じて救助現場に派遣する。

### ウ 傷病者の搬送

災害状況及び通行可能道路並びに医療機関等の収容可否を総合的に判断し、医療機関等に搬送する。搬送した傷病者及び病床数については、常に把握し搬送に支障のないように努める。

また、道路等の途絶により救急車等による搬送が困難な場合は、ヘリコプターの出動を県に要請する。

### エ 道路障害等により救急車が出動不可能時の活動

担架隊を編成し、重傷者を優先して救護所又は安全な場所へ搬送する。要搬送者が多数の場合は、付近住民の協力を求める。

### オ 重機類の活用

協定に基づき、建設業協会等に重機の出動を求める。

●資料 2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書 [p. 211]

●資料 2-26 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書 [p. 241]

## 4 応援要請

消防本部は、必要に応じ広域応援協定等に基づき他の消防機関に応援を求め、又は消防組織法第 44 条の規定に基づき、消防庁長官に対し他都道府県の消防機関（「緊急消防援助隊」を含む。）の派遣を要請するよう知事（消防保安課）に求める。

●資料 2-4 群馬県防災航空隊支援協定 [p. 202]

●資料 2-5 富岡甘楽広域市町村圏消防相互応援協定書 [p. 204]

## 5 関係機関の連携

消防本部、警察署、自衛隊、県、町及び消防団は、救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう、情報を共有し、それぞれの役割を定め、協力して活動する。

## 第2 医療活動

### 1 被災地域内の医療機関による医療活動

被災地域内の公的医療機関及び民間医療機関は、次により医療活動を行う。

- (1) 来院した傷病者又は搬送された傷病者に対し治療を施す。
- (2) 病院建物、医療設備等が被害を受けたときは、応急復旧を実施するとともに、必要に応じライフライン事業者等に対し応急復旧の要請を行い、機能の回復に全力を尽くす。
- (3) 医療機能の低下により傷病者の受入れができなくなった場合、又はより設備の整った医療機関に傷病者を転送する必要があると認める場合は、直ちに転院の措置を講ずる。
- (4) 転送先の検討にあたっては、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び群馬県統合型医療情報システムを活用する。
- (5) 傷病者の転送にあたっては、必要に応じ、町又は県（消防保安課又は医務課）等に要請し、ヘリコプターを有効に活用する。

### 2 救護所の設置及び救護班の派遣

- (1) 町は、医療機関の医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときは、被災地に救護所を設置する。
- (2) 町は、救護所を設置したときは、必要に応じ、速やかに日本赤十字社群馬県支部又は県（医務課）に対し、救護班の派遣を要請する。
- (3) 救護班を編成した場合は、その旨を県（医務課）に連絡する。

### 3 救急救命士による救急救命処置

救急救命士の資格を持つ消防職員、看護師等は、傷病者の救護又は搬送に当たり、当該傷病者の症状が著しく悪化するおそれがあり、又は生命が危険な状態にあるときは、医師の診療を受けるまでの間に、気道の確保、心拍の回復等の救急救命処置を施す。

### 4 トリアージの実施

傷病者の治療にあたっては、トリアージ（治療の優先順位の決定）を行い、傷病者ごとに治療を行う救護所・医療機関を振り分ける。軽症傷病者については救護所等での応急措置を中心に行い、重症傷病者については災害拠点病院等で治療を行う。

### 5 被災地域外での医療活動

- (1) 町又は被災地域内の医療機関は、被災地域内の医療機関の施設が被災し十分な機能

を確保できないと認められる場合、又は多数の負傷者が生じ被災地域内での医療機関で対応できない場合は、被災地域外の医療機関に対し後方医療活動の要請をするよう、県（医務課）に求める。

- (2) 後方支援医療機関への傷病者の搬送については、ヘリコプターを活用するとともに、車両で搬送する場合は、緊急通行車両として県（危機管理課）及び県警察に特段の配慮を求める。

【災害拠点病院】

基幹災害拠点病院	前橋赤十字病院
地域災害拠点病院	群馬県済生会前橋病院、日高病院、公立藤岡総合病院、公立富岡総合病院、原町赤十字病院、桐生厚生総合病院、太田記念病院、国立病院機構沼田病院、利根中央病院、伊勢崎市民病院、伊勢崎佐波医師会病院、国立病院機構渋川医療センター、国立病院機構高崎総合医療センター、公立館林厚生病院、群馬中央病院、群馬大学医学部附属病院

## 6 医薬品及び医療資機材の確保

- (1) 医療機関又は救護所の管理者は、医薬品又は医療資機材が不足する場合は、町又は県（薬務課）に手配を要請する。
- (2) 町又は県（薬務課）は、県薬剤師会、群馬県医薬品卸売協同組合等の医薬品等関係団体に供給を要請する。

## 7 慢性疾患患者等への対応

町は、人工透析患者等の慢性疾患患者への医療を確保するため、人工透析患者等の把握、対応可能な医療機関の把握、患者の搬送、情報の周知等を行う。

## 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 第1 交通の確保

#### 1 交通状況の把握

災害発生後、特に初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、町は、通行可能な道路を迅速に把握して、県及び警察署に連絡する。

#### 2 交通規制等の実施

##### (1) 警察の交通規制

警察署は、緊急輸送を確保するため必要な場合は、県（道路管理課、危機管理課）及び市町村と協議の上、あらかじめ指定されている緊急輸送道路を参考にして、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限すべき道路区間（以下「通行禁止区域等」という。）を決定し、交通規制を実施する。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、隣接警察署の協力を求め、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施する。

##### (2) 町の交通規制

町は、町管理道路について、道路法第46条第1項に基づき、道路の浸水、土砂の堆積、破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限することができる。その場合は、警察署にその旨を連絡する。

##### (3) 交通指導員による交通整理

町長は、警察署長の要請により、交通指導員に緊急交通路の確保等、緊急時の交通整理を行わせることができる。

●資料2-3 災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書[p. 201]

#### 3 路上の車両等の撤去

##### (1) 警察による措置

警察官（警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官）は、通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要があるときは、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき、道路上の車両その他の物件を道路外の場所に移転させる措置をとるよう、当該物件の占有者、所有者又は管理者に命じる。

この命令を受けた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないときは、警察官（警察官がその場にはいないときは消防吏員又は自衛官）は、自ら当該措置をとる。

## (2) 道路管理者による措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

●資料4-8 緊急輸送道路[p. 289]

## 4 道路の応急復旧

道路管理者は、所管の道路、橋梁について被害状況を把握し、緊急輸送道路を最優先に、道路交通の確保を図る。

町は、町管理道路について、警察署と連携して危険な道路の通行の禁止又は制限等の措置などを講じるとともに、被災道路、橋梁に対する応急措置を行う。

### (1) 被災状況の把握

あらかじめ定めた道路パトロール区分図に基づき所管内の道路パトロールを行い、道路・橋梁及び占用物件の被災状況を把握する。

### (2) 道路上の障害物の除去

路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障がある場合には、迅速に緊急自動車の通行を可能とするため、建設業協会等に出動を依頼して路上の障害物の除去（道路啓開）を行う。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

### (3) 道路・橋梁の復旧対策

緊急巡回、緊急点検によって得られた情報を整理検討のうえ、道路管理者及び占用者と協議し、応急復旧の方針を決定し、応急復旧を行う。

また、道路・橋梁の復旧対策に関わる応急復旧資機材の確保について検討を行う。

●資料2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p. 211]

●資料2-26 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p. 241]

## 5 ヘリポートの確保

町は、航空輸送の必要がある場合は、開設予定箇所の状況を把握して、臨時ヘリポートの開設場所を決定し、その周知徹底を図る。

また、被災により使用不能な場合は、直ちに応急復旧を行う。

●資料4-7 ヘリポート予定地[p. 289]

## 6 輸送拠点の確保

町は、県が定める緊急輸送道路ネットワークを参考に、被害状況、道路等の損壊状況を考慮した上で、最も適切な場所に輸送拠点を開設するとともに、関係機関、住民等にその

周知徹底を図る。

また、輸送拠点に災害応急対策に使用する物資、救援物資等を集積し、効果的な収集配送が行われるよう、職員を配置して管理する。

●資料4-9 輸送拠点 [p. 289]

## 第2 緊急輸送

町は、関連機関と連携し、次により輸送手段を確保する。

### 1 輸送手段の確保

#### (1) 自動車の確保

町は、自ら保有する自動車を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、他の防災関係機関又は民間の自動車を借り上げることとするが、その確保は次の順序による。

- ア 町及び災害応急対策実施機関所有の車両等
- イ 公共的団体等の車両等
- ウ 営業用車両等
- エ その他の自家用車両等

#### (2) 鉄道の確保

町は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。

#### (3) ヘリコプターの確保

町は、陸上輸送が困難な場合又はヘリコプターによる輸送が効率的な場合は、防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊機の派遣等、ヘリコプターの運航を要請する。

### 2 調達方法

#### (1) 庁用車両の配車

災害時における庁用車両の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務班が行い、各班は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは次の事項を明示して、総務班に依頼する。

総務班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ適正に配車を行う。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送量及び台数
- ウ その他必要事項

#### (2) 車両の借上げ

各班からの要請等により庁用車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、総務班は、直ちに公共的団体の所有する自動車又は町内運送関係業者等に協力を依頼し調達を図る。

なお、特殊車両については、建設班又は水道班が町内建設業者等から調達を図る。

#### (3) 応援要請

町内で車両の確保が困難な場合は、必要により（一社）群馬県トラック協会等に対し協力を要請するとともに、近隣市町村又は県に応援を要請する。

●資料2-28 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書[p. 244]

### 3 費用の基準及び支払い

- (1) 運送関係業者等による輸送又は車両等の借上げは、通常の料金による。
- (2) 自家用車等の借上げについては、借上げ謝金として、運送関係業者等に支払う料金の範囲内で町が所有者と協議して定める。
- (3) 官公署及び公共的団体所有の車両使用については、無料又は燃料費程度の費用とする。

### 4 災害救助法による輸送の基準

災害時の輸送のうち災害救助法に基づいて支出し得る輸送費の範囲は、次に掲げる場合の輸送とする。

- (1) 被災者の避難のため
- (2) 医療及び助産のため
- (3) 被災者救出のため
- (4) 飲料水供給のため
- (5) 救助用物資の輸送のため
- (6) 死体の捜索及び処理のため

### 5 輸送上の注意事項

災害時の輸送にあたっては、次の事項に留意して行う。

- (1) 自動車等の借上げにあたっては、被災地に近い地域で確保すること。
- (2) 災害輸送にあたっては、輸送責任者を同乗させる等の措置をとること。
- (3) 自動車の確保にあたっては、運転者を含め借上げ（雇上げ）すること。

### 6 緊急通行車両の確認

#### (1) 趣旨

知事（危機管理課・行政県税事務所）又は県公安委員会（警察本部・警察署）は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第33条の規定に基づき、緊急通行車両の確認を行う。

#### (2) 緊急通行車両の区分

緊急通行車両の確認にあたっては、災害応急対策の緊急度及び重要度に応じ、次のとおり対象車両を区分する。

##### ア 第1順位の対象車両

- ① 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 被害情報収集のための政府、地方公共団体の人員
- ④ 医療機関に搬送する重傷者

- ⑤ 交通規制に必要な人員及び物資  
これらを輸送する車両については、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。
- ⑥ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- ⑦ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧等に必要な人員及び物資  
これらを輸送する車両については、上記の車両の活動に支障がないと認められるときは、緊急通行車両の確認事務を行うことなく通行可能とする。

イ 第2順位の対象車両

- ① 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ② 軽傷者及び被災者の被災地外への輸送
- ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資  
これらを輸送する車両については、第1順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

ウ 第3順位の対象車両

- ① 災害復旧に必要な人員及び物資
- ② 生活必需品  
これらを輸送する車両については、第1順位、第2順位の車両の活動に支障がないと認められる場合に、緊急通行車両の確認事務を行うことにより通行可能とする。

(3) 確認手続き

町は、災害対策に使用する車両について、「緊急通行車両確認申出書」を県又は公安委員会に提出する。

県又は公安委員会は、緊急通行車両であることを確認したときは、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付する。

また、交付された標章は、助手席側のフロントガラス内側上部の前面から見やすい箇所に貼付し、証明書は、当該車両に備えつける。

●資料4-8 緊急輸送道路 [p. 289]

●資料6-7 緊急通行車両確認申出書、証明書及び標章 [p. 315]

## 第7節 避難収容活動

### 第1 避難誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難指示等の発令、誘導等を実施することにより住民等の生命、身体等を災害から保護するため、速やかに避難誘導する。

#### 1 避難指示等の発令

- (1) 町長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行う。
- (2) 町は、住民に対する避難指示等の発令に当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（分散避難）を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等での身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等やむを得ない場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。
- (4) 町長は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意する。
- (5) 町長のほか法令に基づき避難の指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の指示を行う。
- (6) 避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、表1のとおりとする。また、避難指示等の警戒レベル及び避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりとする。
- (7) 町長は、避難指示等の対象地域、判断時期等について、その所掌事務に関し、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、助言を求めることができる。

表 1

	発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難	町長 (災害対策基本法第 56 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の避難開始</li> <li>一般住民の避難準備</li> </ul>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第 29 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退きの指示</li> </ul>	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退きの指示</li> </ul>	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退きの指示</li> <li>立退き先の指示</li> <li>屋内安全確保の指示</li> </ul>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 (災害対策基本法第 61 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退きの指示</li> <li>立退き先の指示</li> </ul>	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。
	警察官 (警察官職務執行法第 4 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の指示</li> </ul>	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
自衛官 (自衛隊法第 94 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の指示</li> </ul>	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいないとき。	
緊急安全確保	町長又は知事 (災害対策基本法第 60 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退きの指示</li> <li>立退き先の指示</li> <li>緊急安全確保措置の指示</li> </ul>	災害が発生し、又は切迫している場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

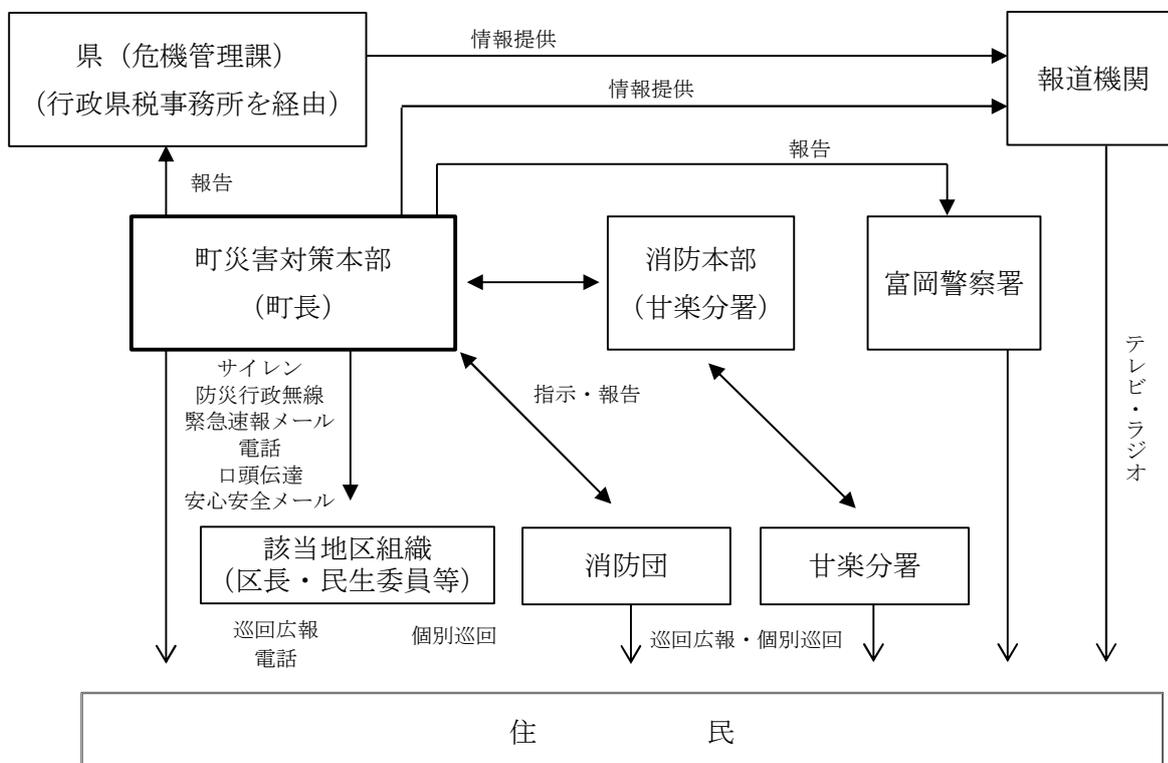
表 2

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
<b>【警戒レベル5】</b> <b>緊急安全確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</li> <li>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</li> </ul>
<b>【警戒レベル4】</b> <b>避難指示</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれ高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
<b>【警戒レベル3】</b> <b>高齢者等避難</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者</li> <li>・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>

(8) 避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先（屋内安全確保を含む）
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

- (9) 避難指示等は、防災行政無線、甘楽町安全安心メール、緊急速報メール、サイレン、広報車、使走、テレビ・ラジオ放送、甘楽町公式 SNS 等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達する。



- (10) 町は、避難指示等を発令したときは、その内容を速やかに県（行政県税事務所を経由して危機管理課）、警察署、消防本部等に連絡する。

●資料 4-2 防災関係機関連絡先 [p. 276]

## 2 避難誘導

### (1) 避難誘導

町、消防本部、警察署及び自衛隊は、相互に連携し次により避難の誘導を行う。

ア 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、最も安全と思われる避難経路を選定する。

イ 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。

ウ 常に周囲の状況に注意し、避難場所や指定避難所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

### (2) 携行品の制限

携行品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとする。

### 3 要配慮者への配慮

町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難情報を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努める。

●資料4-12 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）[p. 290]

### 4 警戒区域の設定

#### (1) 町長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

#### (2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、町長若しくはその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行う。

#### (3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、町長その他町長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行う。

#### (4) 町から関係機関への連絡

町は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接、危機管理課）、富岡警察署、消防本部等に連絡する。

## 第2 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営

災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、速やかに避難場所に誘導し、人命の確保を図る。また、住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、指定避難所等で当面の居所を確保しつつ、被災者の精神的な安心を図る。

### 1 指定緊急避難場所の開放

- (1) 町は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- (2) 町は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を総合防災情報システム等により速やかに県（行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、富岡警察署、消防本部等に連絡する。

### 2 指定避難所の開設

- (1) 町は、災害時に必要に応じて洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し、指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の規模に鑑み、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。
- (2) 町は、災害の規模や予測される避難期間等を勘案し、要配慮者の避難生活の負担を軽減するため、事前に指定又は協定を締結した施設を福祉避難所として開設する。また、指定避難所を利用する被災者数に応じて、指定避難所の敷地、その他設置しても支障がないと判断される敷地にコンテナモジュール（移動式宿泊施設）による避難所の機能の拡大を図る。
- (3) 町は、指定避難所及び福祉避難所を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に行われるよう、開設の状況等を総合防災情報システム等により速やかに県（行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課）、富岡警察署、消防本部等に連絡する。
- (4) 町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認し、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (5) 町は、避難所を開設したときは、当該指定避難所に常駐する管理責任者を配置する。

●資料2-8 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書[p. 209]

●資料2-27 災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定[p. 242]

●資料4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表[p. 274]

### 3 避難者に係る情報の把握

町は、指定避難所ごとに別記様式による避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、応急物資等に対する避難者の需要を把握する。また、民生委員・児童委員や自主防災組織、消防団、NPO・ボランティア等関係機関と連携し、指定避難所以外の場所に避難した被災者（以下「在宅避難者等」という。）の情報把握に努める。

この際、特に避難してきた要配慮者の情報把握に努めるとともに、要配慮者の特性に応じた応急物資等の需要把握に努める。

●資料6-8 避難者名簿[p. 317]

●資料2-17 災害発生時における甘楽町と日本郵便株式会社高崎郵便局及び甘楽町内郵便局の協力に関する協定[p. 222]

### 4 避難者に対する情報の提供

町は、住民の安否や応急対策の実施状況等避難者が欲する情報を適宜提供する。また、情報提供にあたっては、在宅避難者等への情報提供についても配慮する。

### 5 良好な生活環境の確保

(1) 町は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

ア 受け入れる避難者の人数は当該避難場所の収容能力に見合った人数とし、避難者数が収容能力を超える場合は、近隣の避難場所と調整し適切な受入人数の確保に努める。

イ 指定避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

ウ 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に救護所を設置し、又は救護班を派遣する。また、高齢者等の要配慮者に対して福祉的な支援の実施に努める。

エ 避難の長期化等により、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

オ 自主防災組織やボランティア等の協力を得て、役割分担を確立し、秩序ある生活を保持する。

カ 指定避難所における食料の確保や配食等の状況把握を行うとともに、水、食料その他生活必需品の配給の平等かつ効率的な配給や栄養バランスのとれた適温の食事の提供に努める。

キ 入浴、洗濯、トイレ等の生活に必要な水の確保に努める。

ク 安全の確保と秩序の維持を図るため必要と認めるときは、警察署や自主防犯組織等の協力を得て防犯活動を実施する。

ケ 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のためのス

ペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

(2) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(3) 避難者は、避難所の運営に積極的に参加し、自治の確立に努める。

## 6 要配慮者への配慮

町は、指定避難所の運営にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の健康状態の把握に十分配慮するものとし、精神衛生を含む健康相談を行い、必要に応じ福祉避難所への移動や福祉施設等への入所、ヘルパーの派遣、車椅子等の手配を行う。

また、要配慮者を対象とした相談窓口を設置するなどし、要配慮者のニーズの迅速な把握に努める。

## 7 感染症への対応

(1) 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

(2) 県及び町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

## 8 在宅被災者への配慮

県及び町は、在宅被災者等がその生活に困難を来している場合は、避難者用の応急物資を在宅避難者等へも配給するなど配慮する。

また、町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

## 9 男女のニーズの違い等への配慮

町は、指定避難所等の運営においては、次により男女のニーズの違いや女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営を行うよう努める。

- (1) 指定避難所運営担当職員に女性を配置する。
- (2) 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。
- (3) 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。
- (4) プライバシーを確保するために間仕切り等を設置する。
- (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。
- (6) トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する。
- (7) 性暴力・DVについての注意喚起し、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。
- (8) 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

## 10 家庭動物への配慮

町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、「甘楽町における人とペットの災害対策ガイドライン」に基づき、ペット同行避難所を活用し、適切に受け入れるとともに、家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

## 11 車中泊避難者への配慮

町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

## 第3 応急仮設住宅等の提供

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、町営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等に努める。

### 1 応急仮設住宅の提供

- (1) 町は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、あらかじめ把握してある候補地の中から適当な場所を選定し、応急仮設住宅を迅速に建設し、指定避難所の早期解消に努める。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害発生の日から1ヶ月以内に完成させることを目標とする。
- (3) 応急仮設住宅の建設にあたっては、二次災害に十分配慮し、被災者の円滑な入居の促進に努める。

●資料4-10 応急仮設住宅設置予定地 [p. 289]

### 2 応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達

町は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国、県又は関係団体等に調達を要請する。

### 3 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

### 4 住宅の応急修理

必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

### 5 賃貸住宅のあっせん

町は、町営住宅への入居のほか、民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、被災者に対し入居のあっせんを行う。

### 6 要配慮者への配慮

町は、応急仮設住宅等の提供にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の居住に適した構造の住宅の建設に努めるとともに、要配慮者の優先的入居に配慮する。

## 第4 広域一時滞在

広域のかつ大規模な災害が発生し、被災した住民の避難が町内だけでなく、県内の他市町村や他都道府県の他市町村にまで及ぶことが想定される。

被災地域外への広域一時滞在が必要と判断される場合には、協定締結自治体や県に対し、速やかに広域的避難を要請する。

なお、市町村間の相互応援協定等に基づき、住民の広域一時滞在进行を行う場合は、本規定は適用しないこととするが、この場合においても、町は、当該市町村へ住民の広域一時滞在に係る協議を行う段階等において、県へ広域一時滞在に係る情報を適宜報告する。

### 1 県内の他の市町村への広域的避難等

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、県内の他市町村や相互応援協定締結自治体への広域的な一時滞在及び、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合には、当該市町村に直接協議する。
- (2) 町は、(1)により協議しようとするときは、あらかじめ、その旨を県（危機管理課）に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告する。
- (3) 協議先の市町村が決定した被災した住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知を受けたときは、町は、速やかにその内容を公示し、県（危機管理課）に報告する。
- (4) 町は、協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。

### 2 他の都道府県の市町村への広域的避難等

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、他の都道府県の市町村への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、県（危機管理課）に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 町は、相互応援協定締結自治体への広域的な一時滞在又は避難が必要であると判断した場合には、当該市町村に直接協議する。
- (3) 町は、協議先都道府県から協議を受けた県外市町村が決定した被災住民を受け入れるべき公共施設等の情報に係る通知を県から受けたときは、速やかに、その内容を公示する。
- (4) 町は、県外の協議先市町村と協議の上、具体的な住民の避難先、避難手段等を決定し、住民に周知するとともに、迅速な避難誘導を行う。

●資料2-2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定 [p. 199]

## 第5 県境を越えた広域避難者の受入れ

甘楽町以外の地域で、広域的かつ大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。

このため、町においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入れに迅速に対応できるようあらかじめ受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、町内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施する。

### 1 収容可能な避難施設情報の把握

- (1) 町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、その規模等に応じて被災県からの受入要請等に迅速に対応できるよう、支援の可能性を検討する。
- (2) 県からの依頼に基づき、町は、あらかじめ指定した指定避難所の中から、受入可能な施設を選定し、県に報告する。なお、選定にあたっては、安全な避難が確保できる施設を選定する。
- (3) 町は、町営住宅への入居のほか、民間の賃貸住宅の空室状況を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居のあっせんを検討する。

### 2 広域避難者受入総合窓口の設置

- (1) 町は、町内の避難所間の連絡調整や広域避難者の避難所への割り振り等、町内の広域避難に係る総合調整を実施するため「広域避難者受入総合窓口」を設置する。広域避難者受入総合窓口を設置した場合は、速やかに県（総務部）へ報告する。
- (2) 町は、広域避難者受入総合窓口において、電話相談窓口を設置するなどし、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう体制整備を図る。

### 3 広域避難者の受入れ

- (1) 県（総務部）は、被災県及び県内市町村と調整し、受入れた広域避難者について実施する救助の方針を決定し、市町村に通知する。
- (2) 通知を受けた町は、避難所を開設し、広域避難者受入れを実施する。
- (3) 被災市町村は、県と被災県との調整結果に基づき、広域避難者に対し、避難先施設を伝達する。広域避難者は、伝達された避難所へ向かう。

なお、県と被災県が調整するいとまがない場合は、広域避難者は、開設された県又は県内市町村の広域避難者受入窓口へ連絡し、県及び県内市町村が調整した結果に基づき、各市町村等の運営する避難所へ移動することとする。

- (4) 県外の相互応援協定締結自治体が被災した場合、町は積極的な情報収集に努め、当

該自治体と直接協議し、町への広域的な避難の要請があった場合には、広域避難者を受け入れる。

- (5) 交通手段を持たない広域避難者の移動については、被災県又は被災市町村が手配できない場合は、必要に応じて、県又は町においてバス等の移動手段を手配する。

●資料2-2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定 [p. 199]

## 4 避難所の運営

- (1) 管理責任者の配置及び広域避難者に係る情報の把握等

第3章 第7節 第2 2 (5)、3及び4の規定を準用する。

- (2) 良好な生活環境の確保、要配慮者等への配慮及び新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応

第3章 第7節 第2 5～7の規定を準用する。

- (3) 広域避難者に係る情報等の県への報告

避難所において、実施している救助の内容や広域避難者に係る情報など避難所運営の状況を適宜、県へ報告する。

- (4) 被災県からの情報等の広域避難者への提供

町は、被災県から県を通して提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供する。

なお、広域避難者へのわかりやすい情報提供に努める。

## 5 被災児童・生徒の受入れについて

県及び町教育委員会は、広域避難者の避難が長期化する場合などにおいて、避難児童・生徒の町内小中学校等への通学が必要となる際は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認した上で、被災県教育委員会及び被災市町村教育委員会と調整し、転入学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。

## 6 避難所の閉鎖

町は、被災県からの要請に基づく避難所の閉鎖の通知を県から受けたときは、速やかに避難所を閉鎖する。

## 第8節 食料・飲料水・生活必需品等の調達、供給活動

### 第1 飲料水の供給

災害発生後、速やかに断水状況等の情報収集を行い、避難場所、指定避難所、学校等の給水拠点で給水を開始する。

#### 1 需要量の把握

水道施設の被災・断水状況、指定避難所、病院等の情報を収集し、給水の需要量を把握する。

#### 2 応急給水計画等の作成

##### (1) 応急給水計画等の作成

町(水道事業管理者)は、被災状況等の情報に基づき、給水方法、給水資材の調達、給水拠点、要員配備等を定めた応急給水計画を作成する。

##### (2) 水源の確保

町は、浄水場、配水池、耐震性貯水槽設置場所に配備してある浄水機(造水機)、消火栓等の水源を確認し、水補給水源とする。

##### (3) 飲料水の調達

町は、備蓄している飲料水を放出することとし、保存水の流通業者との協定に基づく優先購入により確保する。さらに飲料水のほか、生活に必要となる水が不足すると見込まれる場合には、県、被災地域外の市町村に対する応援を要請する。

##### (4) 資機材、車両等の確保

町は、応急給水に必要な資機材、車両等を協定に基づく西毛地域水道事業者協議会に所属する構成市町村のほか、民間会社、水道事業者、県等に要請し確保する。

##### (5) 給水拠点の周知・広報

町は、給水拠点を設置したときは、災害対策本部等を通じて住民へ広報する。

- 資料2-2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定 [p. 199]
- 資料2-7 災害時における飲料水の提供に関する協定書(株式会社 伊藤園) [p. 207]
- 資料2-10 災害時における生活物資の供給協力に関する協定(株式会社 カインズ) [p. 212]
- 資料2-13 災害時における救援物資提供に関する協定書(三国コカ・コーラボトリング株式会社) [p. 216]
- 資料2-14 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書(生活協同組合コープぐんま) [p. 217]
- 資料2-15 西毛地域水道事業者協議会災害時相互応援に関する協定 [p. 219]
- 資料2-30 災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人 コメリ災害対策センター) [p. 249]
- 資料4-3 災害備蓄品等備蓄状況 [p. 280]

### 3 応急給水

#### (1) 優先給水

町は、断水地区の医療機関、学校、要配慮者利用施設等を優先して給水する。

#### (2) 給水方法

町は、次の方法で、給水を行い、住民への飲料水等の配給は、持参したポリ容器などに給水し、要配慮者には町で用意した携帯用給水袋により、地域住民の協力を得て可能な限り戸口で給水できるようにする。

なお、給水車等による給水が十分でない場合は、ペットボトル等の保存水を配布する。

ア 給水車による避難場所、指定避難所等での給水

イ 病院・要配慮者利用施設・学校の受水槽への給水

#### 【給水量の基準】

項目	経過日数			
	発生～3日	4日～10日	11日～21日	22日～
目標応急給水量	3リットル ／人・日	20リットル ／人・日	100リットル ／人・日	250リットル ／人・日
用途	生命維持に必要な飲料水	調理・洗面など最低生活に必要な水	調理・洗面及び最低の浴用、洗濯に必要な水	被災前と同様の生活に必要な水

### 4 給水施設の応急復旧

給水施設に被害が発生したときは、必要に応じ、甘楽町指定水道工事店組合及び甘楽町建設業協会、組合等に協力要請し、早急に応急復旧を行う。

●資料2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p. 211]

●資料2-26 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p. 241]

### 5 応急給水資器材の整備

給水車、給水タンク、給水ポリ袋、ポリタンク等、応急給水資器材の整備・備蓄に努める。

## 第2 食料の供給

災害発生後、町は自らが備蓄している食料を放出するなど、速やかに供給を開始し、不足分は速やかに調達するほか、炊き出しを自衛隊、赤十字奉仕団、ボランティア団体等に要請して実施する。

### 1 需要量の把握

町は、各指定避難所に常駐する管理責任者からの請求をもとに食料の需要量を把握する。

なお、指定避難所の避難者だけでなく、在宅の被災者を含めた需要量を把握する。

### 2 食料の確保

#### (1) 食料供給の対象者

食料供給の対象者は、次のとおりとする。

##### 【食料供給の対象者】

- ① 避難指示等に基づき避難所に収容された人
- ② 住家が被害を受け、炊事の不可能な人
- ③ 孤立集落滞在者
- ④ 旅行者、町内通過者などで他に食料を得る手段のない人
- ⑤ 施設で調理することができない社会福祉施設等の入所者
- ⑥ その他、食料の調達が不可能となった人

#### (2) 食料の調達

町は、備蓄している食料を放出することとし、協定に基づく優先購入のほか、製造・販売業者から購入する。さらに不足が見込まれる場合には、県、被災地域外の市町村に対する応援を要請する。

確保する食料は、おにぎり、パン、弁当、アルファ米食品、ペットボトル飲料等とし、アレルギー除去食品や要配慮者に配慮した食品も供給する。

#### (3) 政府所有の米穀等の調達

町は、災害救助法が適用され、政府所有米穀の供給が必要と認められた場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領<sup>+</sup>（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき、県を通じて、応急用米穀の供給を農林水産省に要請する。

●資料 2-2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定 [p. 199]

●資料 2-10 災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社 カインズ） [p. 212]

●資料 2-14 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書（生活協同組合コープぐんま） [p. 217]

- 資料 2-21 災害時における非常食料品の供給に関する協定書（株式会社 ヨコオデリーフーズ） [p. 231]
- 資料 2-22 災害時における非常食料品の供給に関する協定書（株式会社 武蔵製菓） [p. 233]
- 資料 4-3 災害備蓄品等備蓄状況 [p. 280]

### 3 食料の供給

#### (1) 備蓄食料の供給

食料供給開始までの間は、原則として、住民、事業者自らが備蓄した食料をあてる。  
また、各指定避難所担当職員及び自主防災組織は、備蓄倉庫に保管してある備蓄食料を必要に応じ避難者へ供給する。

#### (2) 食料の輸送

食料の輸送は、食料供給業者又は協定運送関係業者等が直接、指定避難所に輸送し、孤立集落へは、ヘリコプターにて輸送する。  
また、必要に応じて食料集配拠点を設置する。

#### (3) 食料の配分

各指定避難所担当職員は、指定避難所にて自主防災組織、ボランティア等の協力により食料を分配する。なお、平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。

#### (4) 炊き出し

避難生活が落ち着いた段階で、パン、弁当等の供給に併せて炊き出しを実施する。  
また、自衛隊、赤十字奉仕団、各行政区の自主防災組織、ボランティア団体等に炊き出しを要請するとともに、炊き出しに必要な食材、燃料、調理器具等を確保する。

- 資料 2-28 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書 [p. 244]

- 資料 4-9 輸送拠点 [p. 289]

## 第3 生活必需品等の供給

災害発生後速やかに避難所生活等に必要な生活用品、消耗品等の生活必需品の供給を開始する。

### 1 需要量の把握

町は、各指定避難所に常駐する管理責任者からの請求をもとに生活必需品の需要量を把握する。

なお、指定避難所の避難者だけでなく、在宅の被災者を含めた需要量を把握する。

### 2 生活必需品等の確保

#### (1) 生活必需品等供給の対象者

生活必需品等供給の対象者は、次のとおりとし、このうち特に必要と認められる者に支給する。

##### 【生活必需品等供給の対象者】

- ① 災害により住家に被害を受けた人
- ② 被服、寝具その他生活上必要な最低限度の家財等を喪失した人
- ③ 被服、寝具その他生活上必要な物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な人

#### (2) 生活必需品等の調達

町は、備蓄物資、備蓄している生活必需品を放出することとし、協定に基づく優先購入のほか、製造・販売業者から購入する。さらに不足が見込まれる場合には、県、被災地域外の市町村に対する応援を要請する。

●資料2-2 北区と甘楽町との災害時における相互応援に関する協定 [p. 199]

●資料2-10 災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社 カインズ） [p. 212]

●資料2-14 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書（生活協同組合コープぐんま） [p. 217]

●資料2-30 災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人 コメリ災害対策センター） [p. 249]

●資料4-3 災害備蓄品等備蓄状況 [p. 280]

### 3 生活必需品等の供給

#### (1) 生活必需品等の輸送

生活必需品等の輸送は、供給事業者又は協定運送関係業者等が直接、指定避難所に輸送する。孤立集落へは、ヘリコプターにて輸送する。

#### (2) 生活必需品等の保管

調達した生活必需品等の保管が必要なときは、集配拠点を設置する。

#### (3) 生活必需品等の分配

指定避難所担当職員は、避難所において、自主防災組織、ボランティア等の協力もとに搬送された生活必需品等を避難者に分配する。なお、平等かつ効率的な配給に努めるものとし、特に、避難者と在宅避難者等とを隔てることのないよう配慮する。

●資料2-28 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書[p. 244]

### 4 燃料の供給

町は、燃料の供給が不足した場合、住民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について、優先的に燃料の供給を行うよう群馬県石油協同組合（富岡甘楽石油協同組合）、群馬県LPGガス協会（富岡支部）へ要請する。

総務班は、業務に関係する住民の安全を確保するために特に重要な施設等の燃料不足の状況についての情報を取りまとめる。

町は、円滑な燃料の供給実施のため、住民への燃料の供給状況等についての情報提供に努める。

●資料2-16 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書[p. 221]

### 5 救援物資の受入・管理

#### (1) 集配拠点の設置

町は、救援物資の受け入れのため、集配拠点を設置する。

#### (2) 救援物資の受入

救援物資は、個人からは受け入れないことを原則とする。

公共団体や企業等からの申し出については、提供申出者を登録し、改めて配送先等と連絡する登録制とし、必要なときに供給を要請する。

#### (3) 救援物資の管理

集配拠点では、町が施設を管理者と協力して仕分け、管理を行う。人員が足りない場合にはボランティアを要請する。

●資料4-9 輸送拠点[p. 289]

## 第9節 保健衛生・防疫・遺体の処理に関する活動

### 第1 保健衛生活動

避難所を中心とした被災者の健康保持のためメンタルケア対策等必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する。

また、災害廃棄物等が日常生活に著しく支障を及ぼしている場合に備え、除去及び処理についての対策を図る。

#### 1 被災者の健康の確保

##### (1) 巡回健康相談

町は、被災者の心身の健康を確保するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会等に要請し、避難所や被災家庭に、医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士、保健師等を派遣する巡回健康相談などを実施する。

##### (2) 保健師等の応援の要請

町は、巡回健康相談等に従事する保健師等が不足する場合は、保健福祉事務所を通じて、県（健康福祉課）に応援を要請する。

##### (3) 健康相談等の実施

町は、巡回健康相談等の実施にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者の心身双方の健康状態に特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て実施する。

##### (4) 情報提供

町は、避難所等において、受診できる医療機関及び調剤薬局並びに受診方法等についての情報提供を行う。

#### 2 食品衛生の確保

町は、食中毒の発生を防止するため、指定避難所や被災地で配給する飲料水や食料について、良好な衛生状態の保持に努める。

#### 3 し尿の適正処理

##### (1) し尿処理施設等の応急復旧及びし尿の収集・運搬

町は、下水道、し尿処理施設等の応急復旧に努めるとともに、人員及び収集運搬車両を確保して、し尿の円滑な収集・運搬に努める。

##### (2) 仮設トイレの設置

町は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ、水洗トイレの使用を制限するとともに、建設用資機材のレンタル業者等から仮設トイレやマンホ

ールトイレを調達し、指定避難所又は住宅密集地等に設置する。また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等により快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

**(3) 仮設トイレの管理**

仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤を散布し、良好な衛生状態の保持に努める。

**(4) 応援の要請**

町は、町内のし尿を処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請する。

## 4 生活ごみの適正処理

**(1) 収集・処理の実施**

町は、道路の被災、指定避難所の開設及び収集車の配車等の状況から収集計画を立案し、ごみの収集、処理を行う。ゴミ排出量が多い場合は、生活ごみ（可燃ごみ）を優先して収集運搬処理する。収集した生活ごみを早期に処理できない場合は、一時的な保管場所を確保するとともに、保管にあたっては、良好な衛生状態の保持に努める。

**(2) 応援の要請**

町は、町内の生活ごみを処理しきれない場合は、県（廃棄物・リサイクル課）に応援を要請するものとし、県（廃棄物・リサイクル課）は当該要請に対し、他市町村又は隣接県の応援を求めるなどの広域的な調整を行う。

## 5 災害廃棄物の処理

**(1) 災害廃棄物処理体制の確保**

町は、甘楽町災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立する。

町のみでは廃棄物処理が困難な場合、情報提供や技術的な助言等を県に要請するとともに、県、国及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

**(2) 仮置場、最終処分地の確保**

町は、町内で災害廃棄物の仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、県に要請する。

●資料4－11 災害廃棄物仮置場候補地 [p. 290]

**(3) リサイクルの徹底**

町は、災害廃棄物の処理にあたっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を県に要請する。

**(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理**

町は、障害物の除去にあたっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

## 6 災害時における動物の管理等

### (1) 動物の管理

町は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、指定避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずる。

### (2) 死亡した動物の措置

町は、死亡した家庭動物等が放置されている場合は回収する。家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。

## 第2 防疫活動

県（感染症・疾病対策課）及び町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）及び予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、相互に緊密な連携をとりつつ、住民の人権に十分配慮しながら、次により防疫活動を実施する。

### 1 防疫活動の実施

町は、県（感染症・疾病対策課）の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。

- (1) 消毒措置の実施（感染症法第27条）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）
- (3) 指定避難所等の衛生保持
- (4) 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）
- (5) 住民に対する衛生の保持に関する指導及び広報等の活動

なお、自らの防疫活動が十分ではないときは、県に協力を要請する。

### 2 資機材等の確保

町は、薬剤師会、流通業者等から防疫活動に必要な薬品、資機材を調達、確保する。

### 3 感染症患者への措置

町は、感染症法に規定する一類～三類感染症が発生した場合、入院（三類を除く。）や消毒等の措置、健康診断などを行う。

### 4 避難所における衛生管理

#### (1) 衛生指導

町は、自主防災組織、ボランティア等と協力して、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

また、石けん、消毒薬品等を調達し、避難所に配布する。

#### (2) 食中毒等の予防

町は、食中毒の予防のため、指定避難所では食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底するよう指導する。

また、食料供給業者に対しても、食中毒の予防を要請する。

## 第3 行方不明者の搜索及び遺体の処置

大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の搜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

### 1 行方不明者の搜索

町は、消防本部、警察署、自衛隊等と相互に協力して行方不明者の搜索にあたる。

### 2 遺体の処置

#### (1) 遺体の収容

発見された遺体は、警察機関、消防機関の協力を得て検視・死体調査及び検案を行うのに適当な町有施設に収容する。遺体の数が多数に上り、町有施設で収容しきれない場合は、町内の寺院等に依頼する。

#### (2) 遺体の安置

町は、身元不明の遺体又は災害の混乱により引取りがなされない遺体について、安置所を設置し、検視・死体調査及び検案を終えた遺体を次により安置する。

ア 葬祭業者の協力を得て、必要な数量の棺を調達する。

イ 遺体の腐敗を防止するため、ドライアイス等必要な資材を確保する。

ウ 遺体に洗浄、縫合、消毒等の処置を施し、納棺する。

エ 遺体処置表及び遺留品処理表を作成の上、「氏名札」を棺に添付する。

#### (3) 身元の確認

町は、身元不明の遺体について警察機関と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を記録するとともに遺品を保存し、必要に応じ歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

#### (4) 遺体の引渡し

町は、遺族等から遺体の引取りの申し出があったときは、遺体処置表に記録の上、遺体を引き渡す。

#### (5) 遺体の埋火葬

ア 遺体の埋火葬を行う者がいないとき又は身元が判明しないときは、町で埋火葬を行う。

イ 町は、遺体の損傷等により、正規の手続きを経ていると公衆衛生上問題が生じると認めるときは、手続きの特例的な取扱いについて、県（食品・生活衛生課）を通じて厚生労働省と協議する。

ウ 町は、遺体の数が多数に上り、又は埋火葬施設の被災等により、町の埋火葬能力では対応しきれないときは、県（食品・生活衛生課）に応援を要請する。

## 第10節 施設・設備の応急復旧活動

### 第1 公共土木施設の応急復旧

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための公共土木施設の応急復旧に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

#### 1 迅速な応急復旧の実施

道路、橋梁、堤防等公共土木施設の管理者は、被災した施設で緊急を要するものについて、速やかに応急復旧を行う。

また、町は、発災後直ちに、各公共施設の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に公共施設の応急復旧を速やかに行う。

#### 2 重要施設の優先復旧

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うにあたっては、人命の保護や応急対策活動の円滑な実施を確保するために必要な施設等、重要度の高い施設の復旧を優先させる。

#### 3 関係業界団体に対する協力の要請

公共土木施設の管理者は、施設の応急復旧を行うにあたり、必要に応じ建設業協会等関係業界団体に対し、資機材の確保、工事の請負等について協力を要請する。

- 資料2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p. 211]
- 資料2-26 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書[p. 241]

## 第2 ライフライン施設の応急復旧

町、ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。

### 1 上下水道施設の応急復旧

#### (1) 迅速な応急復旧の実施

町は、被災した浄水設備、給水管、下水道管きよ等の上下水道施設について、速やかに応急復旧を行う。

#### (2) 重要施設の優先復旧

町は、上下水道施設の応急復旧にあたっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- ア 医療機関、指定避難所、役場庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

#### (3) 代替設備の活用

町は、必要に応じ、給水車等の代替設備を活用して応急給水を実施する。

#### (4) 水道関係機関相互間の応援

町は、水道施設の応急復旧の実施にあたり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請する。

#### (5) 広報活動

町は、断水の状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

●資料 2-15 西毛地域水道事業者協議会災害時相互応援に関する協定 [p. 219]

### 2 電力施設の応急復旧

町は、電気事業者（東京電力パワーグリッド(株)群馬総支社）の行う、次の復旧対策に協力する。

#### (1) 迅速な応急復旧の実施

電気事業者及び県（発電課）は、被災した発電所、変電所又は送電設備について、速やかに応急復旧を行う。

#### (2) 重要施設の優先復旧

電気事業者は、送電設備の応急復旧にあたっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- ア 医療機関、指定避難所、役場庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

#### (3) 大規模停電時における電源車等の配備

県（危機管理課、関係課）は、大規模停電発生時には直ちに、病院、社会福祉施設等の人命に関わる重要施設において非常用電源の確保が必要な施設の把握を行い、

電源車等の配備先の候補案を作成するよう努め、経済産業省、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

**(4) 電力関係機関相互間の応援**

電気事業者及び県（発電課）は、電力施設の応急復旧の実施にあたり要員や資機材が不足する場合は、他の電力関係機関に応援を要請する。

**(5) 送電再開時の安全確認**

電気事業者は、通電火災や感電事故を防止するため、送電を再開するときは安全を確認した上で送電を行う。

**(6) 広報活動**

電気事業者は、停電の状況、復旧の見通し、送電再開時における電気器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行う。

**●資料 2-19 災害時における電力復旧等に関する協定 [p. 226]**

### 3 ガスの応急復旧

町は、ガス事業者（群馬県LPガス協会）の行う、次の復旧対策に協力する。

**(1) 迅速な応急復旧の実施**

ガス事業者は、被災した施設について、速やかに応急復旧を行う。

**(2) 重要施設の優先復旧**

ガス事業者は、ガス施設の応急復旧にあたっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させる。

- ア 医療機関、指定避難所、役場庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

**(3) 供給再開時の安全確認**

ガス事業者は、ガスによる爆発や火災を防止するため、ガスの供給を再開するときは安全を確認した上で供給を行う。

**(4) 広報活動**

ガス事業者は、ガスの供給停止の状況、復旧の見通し、ガス器具の使用上の注意事項等について、住民に対し広報を行う。

**●資料 2-16 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書 [p. 221]**

### 4 電気通信設備の応急復旧

町は、電気通信事業者（NTT東日本(株)群馬支店）の行う、次の復旧対策に協力する。

**(1) 迅速な応急復旧の実施**

電気通信事業者は、被災した電気通信設備について、速やかに応急復旧を行う。

**(2) 重要施設の優先復旧**

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧にあたっては、次のような社会的優先度の高い箇所等の回線の復旧を優先させる。

- ア 医療機関、指定避難所、役場庁舎等応急対策の実施において重要度の高い箇所
- イ 各設備の被災状況及び復旧の難易度を勘案して復旧効果の高い箇所

### (3) 代替設備・代替サービスの提供

電気通信事業者は、必要に応じ、代替設備又は代替サービスとして次の設備又はサービスを提供する。

- ア 指定避難所等への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- イ 指定避難所又は防災拠点等への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出し
- ウ 「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板（web171）」及び「災害用伝言板」の提供

### (4) 電気通信関係機関相互間の応援

電気通信事業者は、電気通信設備の応急復旧の実施にあたり要員や資機材が不足する場合は、他の電気通信関係機関に応援を要請する。

### (5) 広報活動

電気通信事業者は、電気通信の途絶・輻そうの状況、復旧の見通し等について、住民に対し広報を行う。

## ● 2-2-4 災害時における相互協力に関する基本協定 [p. 237]

## 第11節 自発的支援の受入れ

### 第1 ボランティアの受入れ

大規模な災害の発生が報道されると多くの善意の支援申入れが寄せられる。救援ボランティアの支援を適切に受け入れるため、速やかに社会福祉協議会を運営母体としたボランティアセンターを立ち上げる。

#### 1 ボランティア活動の種類

ボランティア活動の種類は、おおむね次のとおりである。

##### 【ボランティア活動の種類】

一般ボランティア	専門ボランティア
避難誘導	被災者の救出（消防・警察業務経験者等）
情報連絡	救護（医師、看護師、救命講習修了者等）
給食、給水	建物応急危険度判定（建築士等）
物資の搬送・仕分け・配給	被災住宅地危険度判定
入浴サービスの提供	外国語通訳
指定避難所の清掃	手話通訳
ごみの収集・廃棄	介護（介護福祉士等）
高齢者、障がい者等の介助	保育
防犯	アマチュア無線
ガレキの撤去	各種カウンセリング
住居の補修	
家庭動物の保護	

#### 2 ボランティア受入窓口の開設

町は、社会福祉協議会と連携して「甘楽町災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの受付・登録を行う。

##### ●2-31 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書[p. 252]

#### 3 ボランティアニーズの把握

町及び甘楽町災害ボランティアセンターは、各指定避難所、防災拠点等におけるボランティアニーズ（種類、人数等）を把握する。

## 4 ボランティアの受入れ

町及び社会福祉協議会は、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、ボランティアの受入れを行う。

## 5 ボランティアセンターの運営

社会福祉協議会は、ボランティア活動についてコーディネートを担当する職員又はボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの要請、情報収集・提供、活動の調整を行う。

なお、これらの運営は、原則としてボランティアにより行われるように配慮する。

## 6 ボランティア活動の支援

町は、甘楽町災害ボランティアセンターに連絡員を派遣するほか、必要に応じて活動拠点、資機材、宿舎等の提供又はあっせんに努める。

## 第2 義援物資・義援金の受入れ

### 1 義援物資の受入れ

#### (1) 需要の把握

町は、各指定避難所等について、受入れを希望する義援物資の種類、規格及び数量を把握する。

#### (2) 受入機関の決定

町は、県（健康福祉課）との調整の上、義援物資の受入機関（県と町が個別に受け入れるか共同で受け入れるか）を定める。

#### (3) 集積場所の確保

町は、送付された義援物資を保管及び仕分けできる集積場所並びに仕分け作業に要する人員、資機材をあらかじめ確保する。

#### (4) 受入物資の仕分け

町は、受入物資を効率的に配分するため、集積場所において仕分けを行う。

#### (5) 受入物資の配分

町は、社会福祉協議会と協議の上、受入物資について、配分先及び配分数量を決定し、配分する。

なお、配分にあたっては、公平性を重視し過ぎるあまり配分が遅延することのないよう注意する。

#### (6) ボランティア等の活用

物資の仕分け及び配分は、大量の物資を迅速・的確に配送するため、必要に応じて、ボランティアの協力を得るほか、民間事業者（委託業者）を活用する。

●資料4-9 輸送拠点 [p. 289]

### 2 義援金の受入れ

#### (1) 義援金の募集

町は、必要に応じ義援金の受付窓口及び専用口座を開設する。

募集方法、募集期間等を定め、町のホームページ、報道・放送機関を通じて公表する。

#### (2) 「義援金の募集・配分委員会」の設置

町は、「義援金の募集・配分委員会」を設置し、配分計画を作成する。

県において「義援金の募集・配分委員会」が設置された場合は、義援金受入事務を一元化する。

#### (3) 義援金の配分

町は、義援金の募集・配分委員会で決めた配分基準により、被災者へ支給する。

## 第12節 要配慮者対策

### 第1 要配慮者への災害応急対策

在宅の要配慮者について、地域の自主防災組織や民生委員・児童委員の協力のもとに、安否の確認を開始する。

避難後は、指定避難所の専用スペースや、福祉避難所を設置し収容するなど、要配慮者のニーズと生活環境に配慮する。

#### 1 要配慮者対策

##### (1) 災害に対する警戒

ア 町は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときは、河川管理者、砂防関係者等と連絡を密にとり、河川水位等の防災情報を積極的に収集する。

イ 町長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難指示等の発令を行う。

特に「高齢者等避難」は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を考慮し、発令する。

ウ 町は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう体制（手段及び方法）を整備する。

エ 町は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達する。

#### ●資料4-6 要配慮者利用施設 [p. 285]

##### (2) 避難

町は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意の上、災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させる。

ア 避難行動要支援者の避難において、避難の遅れや避難途中での事故が生じないよう、地域住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防機関、警察署等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。

イ 指定避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。

福祉避難所を開設した場合には、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。

福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。

一般の指定避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行う。

また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県（要配慮者利用施設所管部署）に応援を要請する。

ウ 指定避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。

また、適切な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管部署）に対し、入所先のあっせんを要請する。

### （3）安否の確認

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努める。

●資料4-12 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）[p. 290]

## 2 要配慮者利用施設の管理者との連携

### （1）災害に対する警戒

要配慮者利用施設の管理者は、気象に係わる注意報又は警報等が発表されたときは、次の措置を講ずる。

- ア 発表された警報等の内容を施設の職員に周知するとともに、その後に発表される防災気象情報に十分注意を払う。
- イ 必要に応じ、指定避難所を選定するとともに職員を招集し、入（通）所者の誘導態勢を整える。
- ウ 地域住民や自主防災組織との間で避難活動に係る協力体制が築かれている場合は、必要に応じ、協力を要請する可能性がある旨を相手方に伝える。
- エ 自身の安全を確保しながら自施設周辺の河川の増水や土砂災害の兆候等を監視する。

### （2）避難

要配慮者利用施設の管理者は、町長から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意の上、入（通）所者を安全な場所に避難させる。

- ア 避難誘導に必要な人員が不足する場合は、地域住民、自主防災組織、町、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- イ 入（通）所者が施設にとり残されたとき又は避難の途中で負傷したときは、施設の職員により救出・救助に努め、必要に応じ、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等に応援を要請する。
- ウ 避難した入（通）所者について、食料・飲料水・生活必需品の確保、健康の保持及び保護者への連絡に努める。

### （3）他施設への緊急入所等

- ア 要配慮者利用施設の管理者は、被災により施設の使用が不能となったときは、他の同種施設の管理者に対し自施設の入所者の緊急入所を要請し、又は保護者に対し引取りを要請する。
- イ 要配慮者利用施設の管理者は、アの緊急入所について、適当な入所先が確保できないときは、県（要配慮者利用施設所管の部署）又は町に対し、入所先のあっせんを要請する。
- ウ 県（要配慮者利用施設所管の部署）及び町は、イの要請を受けたときは、相互に連携し、あっせんに努める。

●資料4-6 要配慮者利用施設 [p. 285]

## 第13節 その他の災害応急対策

### 第1 農林業の災害応急対策

早期に農産物の被害に係る病虫害の防除及び家畜の防疫対策を確立する。

#### (1) 農作物関係

##### ア 病虫害の防除

町は、県から病虫害防除の指示を受けたときは、防除隊を編成して防除を実施する。

##### イ 転換作物の導入指導

町は、必要に応じ、農業協同組合等関係団体の協力を得て、転換作物の導入を指導する。

#### (2) 家畜関係

##### ア 家畜の避難

町は、必要に応じ、家畜の飼養者に対し家畜を安全な場所に避難させるよう呼びかける。

##### イ 家畜の防疫及び診療

町は、家畜の伝染性疾病を防ぐため必要と認めるときは、家畜自衛防疫団体、農業協同組合、農業共済組合、獣医師会又は飼養者と協力して、必要な薬品等の確保、防疫指導等を行う。

##### ウ 環境汚染の防止

町は、降雨等の影響により家畜の飼育施設から、し尿等の汚物が流出するおそれがあるときは、飼養者に対して、し尿の汲み取りや土のう積み等の流出防止措置を講ずるよう指導する。

#### (3) 林産関係

県と連携し、河川への木材の流出を防ぐため、必要に応じ、貯木してある木材の所有者又は管理者に対し、安全な場所への移送、流出防止等の措置を講ずるよう指導する。

また、間伐されたまま山地に放置されている木材や風倒木のうち洪水等により流出のおそれがあるものについては、極力林地外へ搬出するよう指導を行う。

## 第2 学校等の災害応急対策

### 1 気象状況の把握

小学校及び中学校の管理者（以下「学校管理者」という。）は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想される時は、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努める。

災害が発生したときは、災害情報に注意を払い、二次災害の危険性等の情報を把握する。

#### ●資料4-4 気象警報・注意報の種類及び発表基準 [p. 282]

### 2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、災害発生の兆候を調べ、学校施設の安全性を点検する。

### 3 児童・生徒の安全確保

学校管理者は、次により児童・生徒の安全を確保する。

- (1) 児童・生徒の在校時に校舎等が被災した場合又は被災するおそれのある場合は、災害の状況に応じ、児童・生徒を安全な場所に移動させる。
- (2) 傷病者が発生したときは、保護者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。
- (3) 児童・生徒を下校させる場合は、通学路の安全性を点検の上、必要に応じ集団下校、教職員の引率、保護者による送迎等を行う。

### 4 被害状況の調査報告

- (1) 応急対策策定のため、学校管理者は次の事項について、被害状況を速やかに調査収集し、教育長に報告する。

なお、教育長は報告を受けた被害状況を、町長に遅滞なく報告する。

- ア 学校施設の被害状況
- イ その他教育施設の被害状況
- ウ 教員、その他職員の被災状況
- エ 児童・生徒の被災状況
- オ 応急措置を必要とする事項

### 5 教育の確保

#### (1) 教室の確保

町教育委員会は、校舎が被災したため授業を行えなくなったときは、被災校舎の応急修理、公民館・図書館等の借上げ等により教室の確保を図る。

## (2) 代替教員の確保

教育委員会その他教員の任命権者は、教員が被災等したため授業の担当が困難となった場合は、臨時教員の任用、非常勤講師の任用等により、代替教員の確保を図る。

## (3) 学用品の支給

ア 町は、被災により就学上欠くことのできない学用品を滅失又は損傷し、これらの学用品を直ちに入手することができない児童・生徒に対し、必要最小限度の学用品を支給する。

イ 県（義務教育課）は、教科書を滅失又は損傷した児童・生徒に対し、町及び教科書供給業者と協力して教科書を支給する措置を講ずる。

## (4) 給食の措置

ア 施設、原材料等が被害を受けたため学校給食が実施できないときは、町教育委員会は、速やかに代替措置として応急給食を実施する。

イ 学校給食施設が被災者向けの炊出し施設として利用される場合は、町教育委員会は、被災者向けの炊出しとの調整に留意する。

## (5) 指定避難所との関係

町は、学校等が指定避難所となった場合は、当初は臨時休校とするなどして避難者の援護を優先させる。

授業を再開する場合は、教育場所と指定避難所とを区分するよう調整する。

# 6 保育園等の対策

## (1) 園児の応急措置

### ア 安全の確保

保育園等は、気象情報の把握に努め、園児、職員の安全を確保する。

各園（所）長は、施設設備の被害状況を把握し、園児、職員の状況を含めて町に報告する。

### イ 園児等の安否確認

園（所）長は、災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板を活用するなどして、園児、職員の安否確認を行うとともに、保護者の所在、安否情報の把握に努める。

### ウ 応急保育

町は、保育園等の被害状況を把握し、既存施設において保育の実施ができない場合、避難先の小学校などの臨時的な代替施設を提供する。

また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう努めるほか、保育料の減免等の措置をとる。

## 第3 文化財施設の災害応急対策

災害が発生するおそれがあるときは、観覧者等を安全な避難場所に誘導する。

また、重要文化財等の一時避難等の応急措置を行う。

### 1 気象情報の把握

文化財の所有者及び管理責任者（以下「文化財の管理者」という。）は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象情報の把握に努める。

### 2 文化財収蔵施設の安全性の点検

災害危険区域における文化財の管理者は、収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害の兆候を調べ、文化財施設の安全性を点検する。

### 3 観覧者の安全確保

文化財の管理者は、開館時に施設が被災した場合又は被災するおそれがある場合は、災害の状況に応じ、観覧者を安全な場所に移動させる。

負傷者が発生したときは、家族等関係者に連絡するとともに応急措置を施し、速やかに医療機関へ搬送する。

### 4 文化財の安全確保

町及び文化財の管理者は、浸水、転倒等による文化財の損傷を防ぐため、当該文化財の種類に応じ、安全な場所への移動、固定等の措置を講ずる。

### 5 災害情報の連絡

文化財の管理者は、観覧者及び文化財の被災状況を把握し、応急対策の実施状況と合わせて町に連絡する。

### 6 応急修復

文化財の管理者は、災害により文化財が損傷した場合は、当該文化財の種類に応じ、専門家等の協力を得て適切な応急修復を施す。

町又は教育委員会は、応急修復について文化財の管理者から協力を求められたときは、積極的に協力する。

## 第4 災害救助法の適用

### 1 災害救助法に基づく救助の実施

知事（危機管理課）は、当該災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害であると認めたときは、速やかに同法に基づく救助を実施する。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

### 2 災害救助法の適用基準

災害救助法は、次のいずれかの場合に市町村ごとに適用される。

- (1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次表のA欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 群馬県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次表のB欄に掲げた数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (3) 群馬県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失した場合又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。
- (5) 上記(1)から(4)によるもののほか、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された政府本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

#### 【災害救助法適用基準表】

市町村名	人口（人）	A	B
甘楽町	12,491	40	20

(注) 1 人口は、令和2年10月1日現在（国勢調査）

2 A欄及びB欄の数字は、災害救助法の適用基準である滅失住家の数。

### 3 救助の種類

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- (1) 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出

- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
  - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
  - (8) 学用品の給与
  - (9) 埋葬
  - (10) 遺体の捜索及び処理
  - (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- なお、2(5)による救助の種類は、(1)のうち避難所の設置である。

#### 4 救助の実施機関

災害救助は知事（危機管理課及び関係課）が実施し、町長はこれを補助する。

ただし、救助を迅速に行うため知事が必要と認めるときは、救助の一部を町長が行うことができる。

#### 5 適用手続き

町は、災害救助法適用の手続きのため、県に被害報告を行う。

それに基づき、知事（危機管理課）は、災害救助法が適用されるか否かを判断する。

知事（危機管理課）は、災害救助法の適用を決定したときは、対象市町村名を公示するとともに、内閣府政策統括官（防災担当）に報告する。

また、知事（危機管理課）は、救助の一部を町長が行うこととする場合は、当該救助の内容及び当該事務を行う期間を町長に通知するとともに公示する。

## 第5 孤立化集落発生時の対策

### 1 孤立化集落情報の集約

町は、土砂流出、道路崩落等が発生し、道路が通行途絶となった場合は、その道路の延長に存在する集落等について、他にアクセス道路が有るか否かを迅速に確認する。

### 2 情報の収集と通報

孤立化集落の対応は、緊急を要することから、先遣隊を派遣しつつ、次の内容について、情報を収集し、関係機関に通報する。

- (1) 孤立化集落住民の安否（世帯数、人数、負傷者の有無）
- (2) 負傷者、人家被災の危険性等による救助、避難の必要性
- (3) 孤立化の原因となった災害発生場所・状況及び復旧見込み
- (4) 救援物資搬送の必要性
- (5) 孤立化集落との情報通信手段
- (6) 徒歩による迂回路がある場合に住民の徒歩避難の可否及び必要性
- (7) 防災・県警・自衛隊のヘリコプターによる救助の必要性と非常離着陸場の候補地、孤立化集落付近の天候
- (8) ライフラインの状況
- (9) その他孤立化集落に関する情報

### 3 孤立化の要因となっている道路障害の除去・復旧

町は、孤立化の要因となっている道路が、県道等の町管理以外の道路であっても、土木事務所長等道路管理者と速やかに連絡を取り合い、道路障害物の除去及び応急工事を実施し、一刻も早い孤立化の解消に努める。

### 4 救助、救援活動

- (1) 負傷者が多数いる場合は、町は関係機関と連携し、救護班を現地に派遣する。
- (2) 負傷者の救護、緊急に避難を要する場合は、空輸による救助・避難を実施するため、県に防災航空隊、県警航空隊による救助要請を行う。
- (3) 道路復旧までに時間を要し、孤立化集落にて救助物資が必要な場合は、県に救助物資の空輸を要請する。

## 第6 観光客保護・帰宅困難者対策

### 1 避難収容

町は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、事業所等に施設の提供を要請する。

また、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携し、観光客等の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し県に報告する。

なお、町及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を提供する。

### 2 帰宅困難者対策

町は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の提供及び交通機関の復旧状況などの情報提供に努める。

## 第7 動物愛護

### 1 動物愛護の実施

#### (1) 動物救護本部の設置

県は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携・協力して、動物救護本部（事務局：県食品・生活衛生課）を設置し、家庭動物等の収容対策等を実施する。

動物救護本部は、次の事項を実施する。

- ア 飼養されている動物に対する餌の配布
- イ 負傷した動物の収容・治療・保管
- ウ 放浪動物の収容・保管
- エ 飼養困難な動物の一時保管
- オ 動物の所有者や新たな所有者捜しのための情報の収集、提供
- カ ボランティアの受入れ・派遣・管理
- キ 一時保護施設の設置・運営・管理
- ク 動物に関する相談の実施等

#### (2) 町の対応

町は、動物救護本部に対し、指定避難所における家庭動物の状況等、情報を提供する。

#### (3) 飼養者の対応

家庭動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

### 2 放浪動物への対応

町は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡した家庭動物等が発生した場合は、保健福祉事務所、動物救護本部と協力して捕獲等の対応をとる。

危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察署と連携により必要な措置を講ずる。